平成14年厚岸町議会第1回定例会 平成14年度各会計予算審查特別委員会会議録 招 集 期 平成14年3月6日 日 厚岸町議場 集 場 招 所 開 会 平成14年3月14日 午前10時00分 開閉日時 平成14年3月14日 午後 4時57分 閉 会

1 出席委員並びに欠席委員

議席	氏		名		出席〇	議席	氏		\bar{z}		出席〇
番号					欠席×	番号			名		欠席×
1	稲	井	正	義	0	11	谷	П		弘	0
2	塚	田	丈力	で郎	0	12	髙	畠	_	美	0
3	田	宮	勤	司	0	13	鹿	野		昇	×
4	佐	藤	淳	_	0	14	安	達	由	圃	0
5	岩	谷	仁的	包郎	0	15	菊	池		賛	0
6	真旦	11 谷	誠	治	0	16	音喜	善多	政	東	0
7	池	田		實	0	17	秋	山	之	男	×
8	小	澤		準	0	18	中	屋		敦	0
9	木	村	正	弘	0	19	佐	齌	周		0
10	室	嵭	正	之	0						
以上の結果 出席委員			員 1	7名	欠月	年 委	員	2名			

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	板 屋 英 志	

1 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	7	氏		名		職名		氏		名	
町	長	若	狹		靖	教 育	長	富	澤		泰
助	役	鈴	木	英	世	教委管理課	長	田	辺	正	保
収 入	役	君	澤	英		教 委 生	涯		田子	ıkk	IJ
総務課	長	大	沼		隆	学習課	長	大	野	榮	司
企画財政課	長	黒	田	庄	司	監査事務局	長	冏	野	幸	男
税務課	長	柿	﨑	修	_	農委事務局	長	松	浦	正	之
町 民 課	長	古	Ш	福		教 委 体	育	畑	<u></u>	±17	+
保健福祉課	長	斉	藤	健	_	振 興 課	長	澤	向	邦	夫
環境政策課	長	西	野		清	教委指導室	長	齋	藤		晃
農政	課	福	田	美 樹	夫	水道課	長	山	﨑	国	雄
水産課	長	小	倉	利	_	病院事務	長	大	野	繁	嗣
商工観光課	長	久	保	_	將	特別養護老	人	藤	ш		稔
管 理 課	長	松	澤	武	夫	ホーム施設	長	歴	田		<i>ባ</i> ነሪ›
建設課	長	北	村		誠	デイサービ	゛ス	玉	田	勝	幸
						センター施設	段長	工)))	羊

_	147	-
---	-----	---

委員長 ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻10時00分

委員長 86ページ11目の車両管理費から進めてまいります。ありませんか。

(な し)

委員長 なければ、88ページ、2項徴税費、1目賦課納税費。

11番。

11番 ここでお伺いしたいんですが、補助金のこのたばこ組合婦人部8万5,000円、この前は町内推進事業9万円となっていたんですが、これはどういうことなんでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 13年度では推進事業ということで予算化しておりましたけれども、これにつきましては厚岸たばこ組合の婦人部に助成した内容でございまして、14年度の今年度につきましては、具体的な団体助成ということで厚岸たばこ組合婦人部への補助金ということで予算計上したものでございます。

委員長 11番。

11 番 この目的は何なのですか。

委員長 税務課長。

税務課長 たばこ税につきましては、ご案内のように徴税でも約1割、1億を超える収入が ございまして、貴重な財源となっております。近年、たばこの消費量の減少傾向が 続いておりますけれども、こんな中で町内でのたばこの購入を厚岸たばこ婦人部が 推進しております事業の財政的な支援を行うことによりまして、少しでも町の財源 確保の一助につながるものと、このようなことから同組合の婦人部に対して補助金 を支出しているところでございます。

委員長 11番。

11 番 今のこのたばこの問題なんですが、私も喫煙をいたしますから、余りたばこについて大きなことは言えないんですが、なるべく喫煙をしないような、これはそれぞれ個人の選択の問題に今はなってきていると思うんです。それで、今の説明では、たばこの消費による徴税収入が大きな割合を占めると、それでこのごろどんどん落ちてきているから、なるべく町内で買っていただくような運動を進めていただくた

めに補助するというような説明だったと思うんですが、今の情勢というか、たばこ に対する一般的な常識からすると、こういうことを補助金をもって進めなければな らない事業なのかどうなのか、その辺はどうなんでしょうか。

委員長

町長。

町 長

今、谷口委員からご指摘がありましたとおり、今日のたばこに対する道徳等を含めて禁煙運動が起きておることは事実であります。これは、たばこを吸うようにという勧めではなくて、やはり地方財政におけるたばこ税の占める割合も極めて地域開発に大きい影響があると。ですから厚岸町民の方でたばこを吸えということではなくて、たばこを吸う方については、なるべく厚岸町で買っていただきたい、それが地方財政に大きなウエートを占めるということを理解してもらいたいという1つのPR行動であろうと、そのように理解していただきたいと思います。

委員長

11番。

11 番

私は、今の状況からすると、そういうことをするような時代ではないんではないのかということなんです。おのおのの選択の問題ですから、そうすると、あちらこちらで禁煙運動が進められている、そういう中でも吸わなければならない我々なんですけれども、それはやはり個人に任せるべきであって、今大きなウエートを財政の中で占めるから、そのために町内で買っていただくようにというための運動を進めると言っても、これはそんな運動としてできる運動ではないのではないのかと、簡単に言って。だから、何年か前にあちこちに街頭に看板が立っていますけれども、あれでそうかなと思う人はどのぐらいいるんでしょうか。

委員長

町長。

町 長

ちょっと今の看板とは、どういう内容でしょうか。

(発言する者あり)

委員長

町長。

町 長

わかりました。実は、税金の中で歳入の中でも説明してありますが、たばこ税が 厚岸町においても大きく落ち込んでいます。これも、各地域もそういう傾向かと思 います。やはり、ある反面、禁煙運動が徹底しているのかという1つの影響もある かと思いますが、ですから、先ほど申し上げましたとおり、なるべく町民の方がた ばこを買うとするならば、よそで買わないで地元で買っていただければありがたい なという気持ちを持っての運動でありますので、何も喫煙を勧めるというものでな いことを理解いただきたいと思います。

委員長

11番。

11 番

このたばこの販売の歴史は、私は詳しくはわかりませんけれども、ずっと以前は例えば母子家庭だとか、生活の大変な人たちが、たばこ販売の許可を受けて販売をするというのが戦後ずっとあったと思うんです。それが、今では大きなところでどんどん販売をするようになってしまっているということで言えば、このたばこの問題で、それほどお金をかけなければならないような今の時世ではないのではないのか。だから、たばこをそういう貧困家庭を救っていくというか、守っていくとか、そういう時代であれば、こういうお金が当然必要ではないのかというふうに思うんです。だから、歌手の武田鉄也という人のお母さんが、大変な生活の中で子供たちを学校に送っていくために、たばこの販売だとかを一生懸命にやったわけでしょう。そういう時代であれば、こういう補助金が必要ではないのかというふうに思うんですけれども、そうでない今の時代にこういう補助金をつけるというのは、私はどうなのかというふうに思うんですが、これは引き続きやっぱりやっていこうと考えますか、今年度限りにするか、その辺の見解をちょっとお伺いをいたします。

委員長

町長。

町 長

たばこの喫煙につきましては、今は女性が急激にふえております。ご承知のとおりだと思います。そういう中で、やはり健康に注意するという1つの考え方も大事なことであります。それと、何度もお話ししますが、やはり吸う人に対してはたばこ税という中で厚岸の財政も大きなウエートを占めていると。ですから、喫煙を勧めるというわけじゃなくて、たばこを吸う人については、できるだけ地元で購買願いたいというお願いの中での活動であるということで、ご理解賜りたいと思います。何も健康を害してまでたばこを買ってくださいとか、それは個々の問題でありますが、行政としてはそういう考え方で進めているということでご理解賜りたいと思います。

委員長

11番。

11 番

申しわけないんですが、これは少し補助をされる側ときちんと1回話し合ってもらえないのかと。私が、今先に質問したことに答えていただけなかったんですけれども、今後もやはりこれが必要なのかどうなのかということだと思うんです。

委員長

町長。

町 長

これは、今、谷口委員からご指摘ありましたとおり、婦人部とよくお話し合いをいたしまして、11年の当初は約10万円の補助でありました。しかし、昨今はだんだん減少いたしております。そういう中で、今ご指摘のありましたことについては、婦人部とまたよく相談しながら対応してもらいたいと、かように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

11 番

いいです。

委員長

16番。

16 番

私も、たばこを吸わない立場からちょっとお話しさせていただきますが、吸わない立場から見ると非常に矛盾を感じるというか、たばこの議論についてはいろいろといっぱいありまして、新聞でもメディアを見る限りでは、本当にアメリカあたりのたばこを売っている会長さん、社長さんの息子には吸わさせないと、それだけ害があるんだよと、いろいろなことを盛んに今議論をしています。そういったことは別にしても、私はたばこ組合がこの補助をいただいて、たばこの正しい吸い方とか、あるいは購買を含めてそういう指導をするというのならば何となくわかるような気がするんですが、婦人部という1つの組織の中の集まりですよね、部会みたいなものです。その中に購買のためという目的だけでは、吸わない者から見るとちょっと納得しがたいというか。

今私も先にお話しましたが、今町長も言われましたように、若い婦人、そして年少化していると、教育委員会あたりは目の色を変えていると思うんです。たばこには「20歳を過ぎてから吸いましょう」という書き方はしておりますけれども、実際には中・高すら、小学校すらと最近の情報では、小学校の高学年になれば実際に吸っている。で、高校生になると、親が「火だけは出すなよ」と灰皿を用意するという話すら聞くわけですけれども、そういった状況の中で、やはり組合として正しい吸い方だとか、あるいはそういった購買も含めてやるんならいいんですが、婦人部だけ、いわゆる組織があって、そしてその部分はどこかに内部的に押しつけているというか、そういう印象を与えるわけです。

その悪い部分というか、むしろ婦人部ということであれば、母親というか母体の立場から子供に与える影響ということで積極的にやらなきゃいけないんですが、今の答弁の中では、いわゆる購買を促進するための補助、そういうような聞き方をするわけですから、私が何度も話をしているように、そういう正しい、これは個人の

趣味の段階ですよね。本来は、こうして公的なところでそういうふうにいつしか持ち込むことが公然とされて、現在は庁舎内でも、いわゆる吸う所を決めて、それの煙を吸収するためにあえて別なお金をつぎ込む。リース料として高い経費を払ってというか、じゃ何ともないというか、健康に何ともなくてどういう恩恵があるのかと、非常にいろいろなことを考えてみて矛盾が生じているというか、私はそう思うんです。

それらはさて置いて個人的な部分ですから、ただ組合として今までのように、町内購入促進事業だとか、そういう組合としてきちっとそういういろいろなことをするということであれば、わかるような気がするんですが、どうも婦人部という1つの中に、いわゆる婦人部にその方を押しつけたような形のやり方というのは、ちょっと私は納得いかないなと、こういう気がしてならないんですが、いかがですか。

委員長

税務課長。

税務課長

助成しているところはたばこ組合の婦人部でありますけれども、これの母体といいますか、それについてはたばこの小売店で組織されている組合があるようでありますけれども、その中で町内での購買の推奨、普及については、たまたまこの婦人部の方で事業展開をしているということでございまして、町としても先ほど来、町長の方からも説明しておりますけれども、そういった喫煙される方については、町内でたばこを買っていただきたいと。そんなような趣旨からいろいろ運動をしているわけでございまして、それに対して町としましても、婦人部の方からの要請もございましたし、私どもも何とかこの財源を確保していきたいと、そんなようなことから婦人部の方に助成していると、こういうことでございまして、婦人部の方に押しつけているとか、そういったことはございませんのでご理解いただきたいと思います。

委員長

16番。

16 番

課長は、婦人部に押しつけていると、組合を代表したような言い方ではないと思うんです。私から見れば、やはり組合がきちっとそういうことを受けとめてやるならば理解できるような気がするけれども、そういうふうに私は受けとめたというか、今、谷口委員が言われるように、これはきちっと組合側と話しして、これは婦人部の運動ということではなくて、組合としてきちっと今までのような、例えばたばこの町内購入推進というだけではなくて、いわゆるたばこの正しい吸い方とか、ある

いはもっと悪い部分といい面と、そういうことをアピールするよという考え方に成り立ってもらって、ちょっと話し合っていただきたいと思うんです。これは婦人部だけと言ったら、むしろたばこの吸わないお母さん方からだったら何を考えているのと、母性保護の関係から、このたばこはどうなんですと、たばこを売っているお母さん方は、そういう母性保護を絶対考えないのですかと、医学的にも絶対悪いということははっきりしているのにという大きな批判になると思うんです。私は、ちょっとこの辺に気をつけていただきたいというふうに考えます。

委員長

町長。

町 長

今ご指摘のございましたいろいろな問題についても、助成をする立場からして行 政側といたしましても、婦人部とまた今後よくお話し合いをいたしまして、今ご指 摘の趣旨に合った婦人部に指導といいましょうか話し合いをしてまいりたいと、か ように思いますのでご理解を賜りたいと存じます。

委員長

10番。

10番

余りたばこのことばっかりやっているのもあれなんで、ごく簡単に、ちょっと整理をするためにお聞きするんですが、昨年はたばこの町内購入推進事業として9万円、今年は補助金という形になって厚岸たばこ組合婦人部8万5,000円となっておるんですが。ただ、去年かおととしの議会でも何かちょっと出ていたような気がするんですが、去年はこの推進事業という形になっているからどこに出しているかというのが、この説明書上は出ていないんですが、去年のたばこのこの推進事業としての補助金の対象団体は、厚岸たばこ組合婦人部だったんですか。まず、その点が1点。だから、今年は名称が変わったけれども、中身は変わってないということなのか。

それからもう一つは、今度はその対象者である婦人部が書かれて、その何に出しているかというのが書かれてないんだけれども、やっぱりそれはたばこの町内購入推進事業というものに充てられるということなのか。

それから3番目には、具体的にそれは何をやっているのか。これは、たしか去年かおととしの議会でも、何かこういうことが議論されたときに、私の記憶はちょっと余り当てになる記憶じゃないんでそれでお聞きしているんですが、たばこの推進事業というのを婦人部がやっていて、それに出していて、なおかつそれの具体的なのは1カートン買ったときに 100円ライターを1個つける、その分を補助していま

すというような話があったんですが、書き方は変わったけれども、中身は全く変わっておりませんということなのか、今年になってからがらっと変わったのか、その点が説明されてないもんだから、ちょっと議論が交錯しているような気がするので、その点をきちんと説明をしていただきたい。

それから、健康被害の問題はちょっとこっちへさて置いて、この収入の少ない時代にたばこ地方税という入ってくるものがあると、それだからそれは少しでも欲しいんで、釧路で買うのならば、同じ1箱は厚岸で買ってくださいという切ない思いでございますというのが、町長の本音だと思うんです。で、その点については、今ここのところはたばこのいわば補助金の部分ですから、そのあたりで私もとめるつもりですが、たばこの健康被害については別項があると思いますので、またそちらでじっくりと議論すればいいことだと思いますから、まず今のいわば論点整理のような部分だけを教えておいていただきたい。

それから、徴税収入の中に補助金というので納税貯蓄組合と納税貯蓄組合連合会という2つが書かれているんです。似たような名前のものが、で、これはどういう関係なのか。納税貯蓄組合というのが厚岸の組合で、連合会というのが何か全国連合会のようなものなのか、あるいはそうでないのか、ちょっとこの内容を教えていただきたい。この2点です。

委員長

税務課長。

税務課長

まず、昨年度の予算計上の名称につきましては、町内購入推進事業として予算を 計上しておりましたけれども、昨年のこの事業については、実態といいますか、内 容としては厚岸たばこ婦人部への助成金でございます。で、今年度につきましては、 より具体的な名称ということで、厚岸たばこ組合婦人部への補助金ということで計 上しております。

で、その事業の内容でありますけれども、昨年も同様でございますけれども、婦人部の中でいろいろ事業をやっておりますけれども、その中の1つに町内でたばこをお買い求めくださいというような推奨事業をやっておりますので、それに対して町が助成しているわけです。で、具体的な部分については、過去には先ほども出ましたけれども、看板によるPRでありますけれども、最近につきましては、タオルあるいはライター、おしぼり、そういったものでPRをやっているというような内容でございます。

それから、納税貯蓄組合連合会の関係でありますけれども、これにつきましては、 納税貯蓄組合が、町内におきまして40の組合がございますけれども、それらの各代 表が集まって全般的な貯蓄に対する推奨といいますか、そういった部分について連 合会を組織してございます。これにつきましては、それぞれの各単組の方から負担 金をいただきまして、この連合会の中で事業展開をしてございます。1つには、納 税思想の普及が大きいわけでございますけれども、そういった思想普及への事業、 あるいは表彰、そういったことで連合会というものが組織されてございます。

委員長

10番

10番。

まず、たばこ組合婦人部補助金云々の話は、去年と何も変わっていないと、変わ ったのは5%カットでもって額が変わっただけで全く同じことをやっていますと、 そういうことですね。

それから、町長、今お聞きになったように、中身は、昨日利子補給の条例が出て いましたけれども、利子補給ならぬおまけ補給なんです。ですから、そういうもの でもってこちらが意図したような効果があるのかどうかを含めて、今健康被害の時 期だからという話を別にしても、やはりきちんと中身の精査をしなきゃならない時 期でしょうね。

それから、たばこによる健康被害の問題は、これは統計的にいろいろ出てきてい ますから、健康被害があると、それだけ町に持ち出しもふえるんです。だから、た ばこがふえるとたばこ税が入って、ほかの方で出ていく金もふえると、両方もふえ るというような関係もありますので、そのあたりも含めてもう少し精査をするとい うか、考慮していく時代に入ったなという気はするんです。何でずっとやってきて、 こういうふうにしてきた、今もやっているかということの意味、気持ち、それがわ かった上で言っているんですから。で、その健康被害の議論については、また健康 づくりの方でももって、もう一度じっくりと話をすればいいわけで、ここではない と思いますので、その程度にとどめておきます。

それから、納税貯蓄組合の話なんですが、納税貯蓄組合という単位会も厚岸町内、 そしてその人たちでつくっている連合会も厚岸町内なんです。それなら単位会に補 助したら、それでもって連合会でできるんじゃないかという気もするんです。単位 会には補助を出す、連合会をつくるとまたそれにも補助を出すと、こういうような 場面というのは、ほかにもいろいろあるのかもしれないけれども、こういうものも

やっぱり考えていくべきではないのかというふうに思いますが、それについていかがでしょうか。

委員長

町長。

町 長

たばこの問題については、私から答弁をさせていただきたいと思います。納税問題については、担当課長から答弁をさせます。

今、それぞれの委員からご指摘がございましたとおり、今後婦人部とよく相談を しながら、それぞれご指摘のありました点については協議をさせていただきたい、 かように考えますのでよろしくお願いしたいと思います。

委員長

税務課長。

税務課長

連合会につきましても、これは納税貯蓄組合というのは、全道、全国的にもそういった末端の単組が集まって、それぞれの市町村単位でまず連合会があって、そして、また管内のまた上部団体があって、そのような組織がされておりまして、そのところからも、この連合会が設けられているところでございますけれども、連合会自体でも各単組への指導といいますか、あるいは勉強会、いわゆる研修という形でいろいろな事業を展開しているところでございまして、そういった中で、一部は各単組の負担をいただいておりますけれども、そういった事業展開で必要最小限の予算が必要だと、こういったことから22万8,000円の補助金をこの連合会に対して助成していると、こういうことでございますのでご理解をいただきたいと思いますけれども、今後ご質問者の趣旨を踏まえて、連合会内部でもよくその辺については議論をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

他にありませんか。

8番。

8 番

ここでちょっとお聞きしたいんですけれども、いわゆる町民税、固定資産税を含めまして収納率はどのくらいに納まっているのか。これを1点お聞きしたいんです。それから、町民税、納税徴収費、資産税費、この3科目が廃目になっているんですけれども、やはり中でも納税徴収費945万5,000円、これは納税費の中に含まれているんでしょうけれども、こうやっていろいろ収納率のアップのために努力している、これはわかるんですけれども、やはり今度はこういう目がなくなってくると、これはどういう見方をしたらいいのか。やはり、徴収がどのようにあらわれている

のか、ちょっと見えなくなるんでないかというような気もするんですけれども、そ の点についてお聞かせいただきたいと思います。

委 員 長

税務課長。

税務課長

お答えを申し上げます。

まず、町税の収納率のご質問でございますけれども、今年度の徴収率の状況につきましては、2月末の状況を申し上げますけれども、町税収入全体では現年分で91.57%ということでございます。これは、昨年の2月と比較しますと、昨年は90.89%ですので0.68ポイント上回っているというような内容です。

それから、固定資産税の関係ですけれども、これについては今年度現年分で 91.48 %となっております。これも昨年同期と比較しますと、0.82ポイントほど上 回ってございます。ちなみに12年度の決算でございますけれども、町税全体では97 %確保したところでございます。このうち固定資産税関係については、95.1%というような状況になってございます。今年度につきましても、年度末あるいは出納閉鎖までございますけれども、昨年を下回らないように徴収の努力をしてまいりたいと、このように考えております。

それから、2点目の関係ですけれども、昨年につきましては、それぞれ科目が町民税費、納税徴収費、資産税費というふうに分かれておりましたけれども、今年度につきましては、事業別予算ということで、目としては賦課納税費ということでーくくりにさせていただきました。この中身についてそれぞれ事業別で分けておりますけれども、昨年の町民税費に当たる部分については、予算書の89ページ下段の方にあります町民税係の町民税課税計上という部分に当たる部分でございます。予算の内容については、ほぼ同様な内容というふうになっております。

それから、昨年の納税徴収費につついては、予算書の91ページ中ほどにありますけれども、税務課納税係と書いてありまして、その下に徴収収納計上ということで、ここに当たる部分でございます。予算の内容、規模については、補助金関係が5%カットされておりますけれども、そういったことで昨年と同程度の予算を計上しております。

また、資産税費については、同じく91ページの税務課資産税係の下の固定資産評価審査委員会の経費、あるいは特別土地保有税審議会の経費、そして93ページの上段にあります資産税課税計上ということで、個々の資産税課税については同程度の

事務費関係の予算を計上しているところでございます。

委員長

番

8

8番。

事業別に分けて今までどおりやっているから、別に仕事を進めていく上においては変わらないんだ、そのように理解いたしますけれども、今後、一層我々の税金というのは、何よりも予算の基礎になるものですから、一層ひとつこの収納率の向上ということについて努力をしていただきたい、このように要望いたしまして終わります。

委員長 答

答弁はよろしいですか。

8 番

はい。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

なければ進めてまいります。92ページ、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録 費。

10番。

10番

町長の行政執行方針の中でも、昨年度から整備を進めていた住民基本台帳ネット ワークシステムが本年8月から稼働しますということを書いているんです。これに ついてのご説明をいただきたい。

それから、その後にずっとこういうものですということが書いてあるんですが、「とともに、住民基本台帳カード、ICカードの独自利用についても検討してまいります」と、これは何を考えているんですか。

委員長

町民課長。

町民課長

住民基本台帳ネットワークシステムについてお答えをいたします。

昨年の3月の議会でもご説明をさせていただきましたけれども、1つには、住民基本台帳の簡素化と効率化を図るということであります。で、住民票の写しの今度は広域交付が可能になるということであります。2つ目には、転入手続等の簡素化、この来年から、後でご説明申し上げますけれども、住民基本カードの交付を受けている方については、郵送により転出届を出せば転出証明書がなくても転入届を行うことができる等々、そういった意味での簡素化が図られますし、大きなもう一つの簡素化の問題でまいりますと、全国共通の本人確認ができる仕組みになってございます。現在、国の行政機関等で行われている年金の支給などの給付行政や各種資格

付与においては、住所確認、生存確認などのため、住民票の写しやはがきによる証明が現在必要でありまして、それぞれに交付をしてお客様は添付をして提出をしていたというような状況でありました。このネットワークシステムにより、本人の確認情報、氏名、生年月日、性別、住所等について、都道府県や国においてこの電子情報を通じて、国にその今申し上げた本人確認が提供できるようになりましたので、住民票をとったり、証明を受けにいく負担がなくなります。これらの事務については、既に150数種類の国の業務が政令で定められております。その範囲内で国はこの個人情報を確認することによって、住民票の添付が必要でなくなってくるという内容であります。

こういった整備を図るべき13年度につきましては、これらの機器の整備、あるいはこれらに係る端末の設置の検討、こういうのが行われまして、本年度につきましては、8月に住民の皆さん方にコード番号を通知をしまして、実際に稼働になってくるわけであります。来年度、15年は今お話にもありましたこれらのシステムを希望される方については、ICカードを交付をするということになってまいります。このカードによりまして、先ほど冒頭申し上げました転入手続の問題、あるいは住民票の広域交付が可能になってくるわけです。同時に、またこのカードの利用につきましては、町村で検討して使えるという内容でありまして、これらにつきましては、どのようなカードの利用が可能なのか、昨年の議会で委員からも要望がありましたように、いろいろ情報が流れるから、これらのICカードの取り扱いについては、十分配慮してほしいというお話もありましたので、この4月からこれらの検討に入ってまいりたいというふうに思いまして、この検討を終えて15年3月の第1回定例会の中で、これらのカードの利用に係る条例整備、あるいはこれらのカードに係る手数料条例をご提案をし、8月からの稼働にしていきたいというふうに思っています。

委員長

10番。

10番

私のような素人にわかるようにということになりますが、今聞いていて思ったんで、ちょっと先の方がカットされて省略されているんではないかと。要するに、今までの住民票というのは紙の文書でしたよね。これを電子化する。そして、全国の自治体をつなぐと、一元化する。それによって私の住民票の情報が、要するに鹿児島の何とか村でも送ることができる、取ることができる、そういうネットワークの

構築を行う。それによって転出入とか、あるいは住民票の広域交付とか、そういう ことが可能になりますよと、わかりやすく言うとこういう話ですね。

それで、国の方の業務としては、法令に 110万でしたか、今おっしゃっていたけれども、そういうものがあって、それぞれに例えば国民年金であるとか、いろいろな場合の本人確認を、こういうネットワークの情報を使って行います。で、そのためには、それぞれの個人にコード番号というものがつけられる。だから、必要な場合には、その必要なというのは、その業務のためにそのコード番号を打ち込むというと、ぽんと出てくると、全国すべてというネットワークを今つくっているんですというような意味に聞こえたんですが、簡単に言うとそういうことですか。

委員長

町民課長。

町民課長

ご質問のとおり、現在は紙で起きています。これについては変わりございません、当然でございます。結局は、これらの情報というのは、都道府県が責任を持ってまず情報を集中すると、そこから国は基本的に定められた業務の範疇の中で本人確認をするということでありますし、その後、中央の方のコンピューターに入りまして、全国のネットワークでつなぐというお話でありますので、ご質問者の内容と同様でございます。ただ、広域の交付になりますと、ご本人がカードを持っていますから、それを持っている方だけということになります。理屈的には、私は私、このカードを持っていたら鹿児島へ行ってもつながっていますので、そこから私の住民票を本人に確認して、そのカードによって交付ができるということでありますので、ご質問者のとおりであります。

委員長

10番。

10 番

ちょっと一、二細かな話に入りますが、今例えば弁護士、それから司法書士、土地家屋調査士、行政書士なんというような仕事の人たちは、自分の委任を受けた業務に関しては、他人の住民票やあるいは戸籍、戸籍の付票、そういうものの取得が可能です。それで、特別な申請用紙というものがナンバーが入って、それぞれに交付されているんです。その管理が悪いために、とんでもないところへ流れて、そして問題になって新聞ざたになったりすることがよくありますけれども、こういうものはこのネットワークでは、そうすると受け付けないということを前提にしているわけですか。

委員長

町民課長。

町民課長

今のご質問の中で、戸籍はもちろん省かれますので、住民票の本人情報の4項目だけの問題でありますから、そういった意味では、国が政令で定めた業務以外には活用できないということになりまして、お話の行政書士さんや弁護士さん方がやられる必要な場合については、従来どおりの方法でやっていただかなければならないということになろうかと思います。

委員長

10番。

10番

国の業務として百幾つというふうに言っていたけれども、これはいわゆる通常業務ですね。通常に行われているときの業務ですね。犯罪捜査だとかそういう特別の業務については、また例外になりますね、そういう場合については、何か言われていますか。

委員長

町民課長。

町民課長

犯罪については、この政令で定めた表には入っておりませんので、従来どおりの 請求方法になろうかというふうに思っています。で、別表に書いてある国の業務は、 例えば総務庁でありますと恩給等、それから国土庁でいきますと不動産鑑定士、不 動産以下共済年金の支給とかたくさんありますけれども、そういったたぐいの日常 の業務でありまして、ご質問の犯罪等のためにこれを活用するというような内容に はなっていません。

委員長

10番。

10番

ちょっとそっちになると、私もそういう方にタッチしたことはないし、タッチされたこともないもんだからよくわからないけれども、捜査令状なんかがあるというと情報は当然とれるようになると思うんです。それで、というようなところから今非常に危惧の声が上がっているんです。最終的にはいわゆる国民総背番号制に道をつけるものでないかというような議論が常にある。

それと、もう一つは非常に立派なことを言って、非常に厳重な管理をすると言っていながら、これ以上ずさんな扱いをしないというようなことをやるのが、官庁における情報の扱いなんです。どこかの町では、個人の戸籍か何かが、廃棄されたものが、そのまんま古い机に入れて、その机ごと、いわゆるリサイクルショップの店先に並んでいたというような事案があったり、警察から保険屋さんだったか何かの方にごそっと個人情報——これも犯罪に関する個人情報が流れてみたり、およそ考えられないようなことが現実には新聞紙上を賑わすわけです。それで、一体どうな

っているんだという声が非常に強いんですけれども、今そんなことをここで私と町 長や課長との間で議論してみても、これは国の施策なんでしょう。町としては、こ れに入る入らないの自由はないわけでしょう、どうなんでしょうか。

委員長

町民課長。

町民課長

全国的に申し上げると、入らないという情報が一、二あったやに聞いていますけれども、北海道的には国の施策によって予算も措置され、 212市町村がそういう意味では全部このシステムを構築をしたというような状況になっております。

委員長

10番。

10番

統計を聞いているんじゃなくて、法的根拠を聞いています。

委員長

暫時休憩します。

休憩時刻10時55分

委員長

委員会を再開します。

再開時刻11時23分

町民課長。

町民課長

大変貴重な時間をおとりいいただきまして申しわけございません。ただいまのご 質問についてお答えをさせていただきます。

これらのネットワークシステム構築のために住民基本台帳法の改正が行われ、この中で第30条の5の中で都道府県知事への通知というのがございまして、この中で「総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。」という条項と、住民基本台帳法第30条の11の2項により、「総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。」ということでありまして、厚岸町もこれに基づいてこのネットワークを構築するという根拠法令でございます。

委員長

10番。

10番

その台帳法の規定は、たしかシステムができたときにそれができるという意味ではなかったかと思うんですよね。私が聞いているのは、すみませんね、そんなことで時間をとめてしまってまことに申しわけないんで、決してそんなつもりで聞いているんじゃないんだけれども、ネットワークシステムを町がつくらなければならないというふうな法律にはなってなかったんじゃないかという部分なんですけれども、

つくるのもつくらないのも、それぞれの自治体に認められた権限というところから でき上がったシステムについては、住民台帳法によって、そういう形でもって情報 のやりとりができるという構造になっているんではないかというふうに思うんです けれども、いかがでしょうか。

委員長

町民課長。

町民課長

委員のご質問のとおり、このネットワークを必ずやらなければならないという条項というのが、はっきりやれという拘束力を持った条項は出てきません。そこで、この住民基本台帳法の整備によって、そういうシステムも使えますよと。で、私どもはそういう法の整備がありましたから、町民の皆さん方の利便を図るために、そういう申し出があった場合に対応させるために、このネットワークシステムの構築をせざるを得ないということでありまして、委員のおっしゃるとおり、絶対やれという法律の条項は出てこないということについてご理解いただきたいと思います。

委員長

10番。

10番

そう思うんです。それで、これは私の勝手な意見ですが、国のやり方は非常にずるいと思うんです。というのは、実際問題として、やっぱり今の流れを見たときに、各自治体が乗らないというのは、これは大変なことだと思うんです。実際にはやらざるを得ないんです。ところが、やったことによって確かにメリットは随分あります、うまくいくことはたくさんあります。そのかわりデメリットというか、個人情報がとんでもないところへすっと流れる可能性というのは否定できないわけです。このときに各自治体には、そのいわゆる可否の判断の権限はないんだと、国が全体を構築するために各自治体は協力をせざるを得ないというんであるならば、そのことによるいわば副作用が出たときには、第一義的に国が全部負わなきゃならないんです。ところが、国はそういう体系をつくらないんです。各自治体の方でつくるんなら、それをネットワークにしなさいと、そして私も十分に利用させてもらいますからねというやり方なんです。これは、私に言わせると、各自治体に責任を押しつけている非常によろしくない物の進め方だと思うんです。それは、中央における政治的ないろな問題があるからだと思います。

それで、ただそんなことを今こんな小さな町の議員が幾ら力んでみたところで、 しょせん蟷螂の斧ですから、あんまり言う気もないんですが、そのことから言える ことは、こういうシステムをつくってうまくいく部分は大いに結構ですが、うまく いかない部分、あるいは危惧されたような事態が出たときは、町民に対しては第一 義的に町が責任を負わなければならないということだけは、これは明確にやっぱり 理事者、担当者は押さえておくべきだと、そういうふうに思いますが、いかがでしょう。

委員長

助役。

助 役

ただいまの質問でございますけれども、このネットワークシステムにつきましては、国が言うなればこれからの地方分権の流れ、あるいは高齢者社会に対する対応、そういったことを見据えて、やはりネットワーク化を進めようというのが基本でございます。で、質問者も言われますように、国がネットワーク化をしなければならないという法をきちっと整備をして、そこでやはりその情報の今言ったリスクの部分をきちっと法律に位置づけされているものではありません。で、やはり我々は先ほど言った、そういった時代に対応するために、こういったシステムをやはり活用していかなきゃいけないと、そこに当然、そういったいろいろなリスク上の問題がありますから、これは質問者が言われますように、当然、一義的には今の段階では、法がきちっと整備されるまでは、これは厚岸町の責任であるということは肝に銘じなければならないという問題だと考えます。

10番

はい、結構です。

委員長

他にありませんか。

なければ進めます。

4項選举費、1目選举管理委員会費、2目道知事道議会議員選举費、3目、町長選举費、4目町議会議員選举費、6目参議院議員選举費、7目農業委員会委員選举費。5項統計調查費、1目統計調查総務費。

11番。

11 番

ここでちょっとお尋ねしたいんですが、統計調査員協議会9万1,000円となっているんですが、これはどういうものなのか、ちょっとお知らせをいただきたい。

それから、各種のこの統計調査なんですが、工業統計調査から始まって就業構造 基本調査まであるんですが、1つずつちょっとその内容を教えていただきたいんで すが。

委員長

企画財政課長。

企画財政課 長

お答えを申し上げます。

まず、1点目の統計調査員協議会でございますが、この組織でございますけれども、統計調査員の経験者の方々で、この国あるいは道の統計調査を円滑にできるように相互研修をしたり、そういうことを目的として組織をした協議会でございまして、いろいろな調査もございます。それらの方でも調査員の確保という意味でも、それから統計調査員のいろいろな難しい専門的な部分もありますので、それらの資質向上の意味でのそういう研修なり、そういう共通的な資質を高める研修会なり、そういうものを行っている団体でございまして、現在、その会員は約60名ほどいらっしゃいます。そういう組織でございます。

それから、それぞれの統計の部分でございますが、6本ございますので簡単にあれなんですけれども、まず工業統計調査からでございますが、これが調査日が14年の12月の末ということで、これは毎年行われているものでございます。で、かつての通産省の部分でございまして、この中身が工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ると、対象は製造業に属するおよそ90ほどの事業所ということでございます。

それから、次に石油消費構造調査でございますが、これも12月の末に毎年行われるものでございまして、旧通産省関係の調査でございまして、石油を中心とするエネルギーの消費の実態を明らかにする。対象は、従業者30人以上の事業所でございまして、およそ4から6の事業所が対象になるということであります。

続きまして、商業でございますが、これは調査の期日が6月1日ということで毎年ではございませんで、5年に1回の調査でございます。これもやはり旧通産省関係の調査でございまして、商店を業種別、規模別に把握し、商店の分布状況であるとか、あるいは販売活動の実態を明らかにするということで、調査対象がおおむね220事業所ほどでございます。

それから、続きまして学校基本調査でございます。これは、毎年5月1日を基準 に行っております。旧文部省関係でございまして、学校教育上の基礎資料を得ると。 対象は幼稚園、小学校、中学校、専門学校、教育委員会等々でございます。

それから、住宅土地調査でございますが、これは5年に1度の調査でございます。 総務庁関係でございますが、住宅統計調査というものを来年実施するわけですが、 その調査員を担当する調査単位区を明確にし、調査の円滑な実施と結果精度の向上 を図ると、10単位ほどございますが、その区ごとに来年やるやつの事前の準備経費 ということになります。

それと就業構造基本調査でございますが、これは5年に1回ということでございまして、就業構造の基本調査は10月1日を基準にして2つの調査区を調査するものでございまして、国民の就業及び不就業の状態を調査をし、地域別の就業構造に関する基礎資料を得るということで、これは全国で145市町村をランダムというか抽出をして調査をするというたぐいのものでございます。

以上でございます。

委員長

11番。

11 番

そうすると、統計調査員協議会なんですが、言ってみればこの経験者の集まりと 理解していいですか。今までこの統計調査に携わった人たちの集まりと、それでい ろいろ言われましたけれども、これは町内の統計調査員の経験者の団体ということ なんでしょうか。

それから、いろいろなことを言われましたけれども、事業内容なんですが、研修だとか資質の向上を目指した調査員の確保のためのことをやったり、要するに資質向上を考えて協議会がつくられているということなんですが、実際に12年度や13年度にやられた事業と今年度の事業は何なのか、もう一度教えていただきたい。

それから、この各種の統計調査なんですが、それぞれの目的があってこのように 行われているようなんですが、就業構造基本調査というのがありますけれども、こ れは5年に1回だということなんですが、よく行われている労働調査といったか、 正確に名前を忘れましたけれども、これもこの中に入っているんですか。

委員長

企画財政課長。

企画財政 課 長

お答え申し上げます。

1点目ですが、町内で経験者の方々はおっしゃるとおりでございます。新たに国勢調査なんかでは、100人以上の規模の方々をお願いするケースもありますので、で、そういう調査にその60名だけでやりきれませんので、新たに加わった人についても何ら入会を妨げるようなものではありませんし、一度やっていただければそれで十分な経験者ですので、それらの資格はあるということであります。

それから、研修でございますが、平成13年度にやられた事業ということで、私が確認している部分では、毎年なんですけれども総会が4月なり5月なり春にありますが、その前に1時間なり1時間ほどでいろいろな統計の研修会とかに出られた方

のそういう経験談とか、それからこういう部分でのケースが出てきたらどういうふ うに対応しようかとか、そういう形で実際にそういう1つ、2つのテーマを絞って、 そういう研修会を行っております。

それから、市町村の統計調査員の合同研修会というものとかもございまして、そこでそういうのにも出席をしますし、そういう中での限られた人数ですが、行ってこられた方には戻ってきて、先ほど前段で申し上げましたそういう部分で、いろいろこういうケースの場合にはこうやって教わってきましたよという部分での相互研さんを積むという、そういう研修を中心に、あるいは統計資料をお互いに情報提供し合ったり、そういう活動をやっております。平成14年度につきましても、基本的にはその研修会なり、それからお互いのいろいろな情報収集をして、こういうケースにはこうやりますよ、ああやりますよというのをケーススタディーといいましょうか、そういうのを中心に研修会を実施するということになろうかと思います。

それと労働調査、ちょっとこれ意味合いがあれですので、済みませんが確認をさせていただきたいと思います。

(「労働実態調査の件」の声あり)

企画財政 課 長 正式には、就業構造基本調査だと思うんですが、ちょっと確定的な回答ができませんので、済みません、確認する時間を。その労働調査というのは毎年やっている 部分でしょうか。

(「うん」の声あり)

企画財政 課 長

毎年やっているんであれば、やっぱり済みません、ちょっと……。

(発言する者あり)

委員長

企画財政課長。

企画財政 課 長 済みません、大変不勉強でございますが、これは労働調査というのはやっておる そうなんですが、これはうちがかかわらないで調査員の推薦とかあっせんはいたし ますが、釧路支庁が直接調査員を指名をして直接調査をするものでございまして、 この就業構造基本とはちょっと物が違うということでございます。

委員長

11番。

11 番

そこでお尋ねするんですが、そうすると、この協議会は研修だとかそういうこと を行っていると。それで個々の新たな調査を行う新しい調査員だとかを選抜して行っていきますよね。あるいは、その統計内容等が変わってくるだとか、そういう場 合の研修みたいのは今課長がおっしゃいましたけれども、例えば抽出していくのかどうかわかりませんけれども、釧路だとかそういうところで行われた研修会等の費用は、こういう場合はどこで見ているんですか。

委員長

企画財政課長。

企画財政課 長

調査員の研修する、いろいろな内容が当然変わったりしますので、そういう部分については、この統計調査員協議会の方から基本的には出る仕組みになっております。ただ、それについていく職員の分については一般会計の方で出ることになっております。仮に職員がついていけばでございます。

委員長

11番。

11 番

あともう一つお願いなんですが、この補助金だとか負担金だとか各科目で出てくるんですが、こういうふうにただ統計調査員協議会とぽんと出ているんですけれども、これは厚岸のものか、例えば管内的なものなのか、そういうのをやっぱりきちんと頭をつけてほしいと思うんです。先ほどもありましたけれども、やはりこれはどこでどういう活動をしているのか、明確になるようにしていただきたいんですが、今回これに加えると言っても無理だと思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

委員長

企画財政課長。

企画財政課 長

全般的な予算の表示の仕方だと思うんですが、昔からの経過もございますけれども、例えば上に北海道とありますが、その下で統計調査員協議会とか納税貯蓄組合とか、そういう部分がある場合には、厚岸町と基本的には入っているものを一応省略した形には従来どおりさせていただいております。で、厚岸町じゃなくて厚岸何とかと、そういう場合にはできるだけ全部入れるようにはしているんですが、厚岸町何とか何とかというのはいっぱいありますけれども、そういう場合には申しわけございませんが、従来どおり厚岸町というものを省略させていいただいておりますし、よければ今後もそういうふうにさせていただければと思うんですが、申しわけございません。

11 番

いいです。

委員長

3番。

3 番

今の話を聞いていまして、統計協議会は現在、実際に調査に携わる報酬を支給す る調査員というのは何人いるんですか。 委員長 企画財政課長。

企画財政課 長

先ほど言いましたやつでありますと、今年の調査にかかわる方については延べ人数が25人であります。それから、会員60名ほどいらっしゃいますけれども、その調査によって、国勢調査ですと、それこそ 100人からの調査になりますし、例えば先ほど言いました調査であれば1人なり2人なり3人のケースもそれぞれございます。基本的には皆さん、国勢調査とか大きい場合も含めまして調査員として、それらの対象の方を優先してお願いをすると、なかなか確保が難しいものですから、それらの方を中心にまずはお願いすると、そういう形になっております。

委員長 3番。

3 番 調査員予備軍も含めている団体なの。その60名は、何らかの形で調査に携わる人 なんですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政 課 長

何らかの形で、国勢調査とか大きいものと小さい調査もありますけれども、そういう意味では調査にかかわる方々であります。

委員長 3番。

3 番 すると、今年のこの報酬の対象になる調査員というのは何人なんですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課 長

先ほどもちょっと触れましたが、延べ人数でございますが、25名でございまして、 内訳を申し上げますと、商業統計で10名、工業統計で9名、石油消費構造統計調査 で3名、住宅土地統計調査で1名、それから就業構造基本調査で2名、合わせて延 べ人数が25名が報酬の対象になります。

委員長 3番。

3 番 私は、実際に調査に従事するこの統計調査員の人の集まりだというふうに考えていたわけですが、聞いていると何だか予備軍も含めて親睦団体みたいなところに9 万 1,000円も金を出すのかというふうに考えたものだから質問したんです。この点いかがですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政 課 長 ちょっと説明が不十分で申しわけございませんでした。実際に調査にかかわる 方々でございます。

委員長 3番。

3 番 わかりました。

学校基本調査というのがあります。これは報酬も何も組んでないんですが、これはどういう調査のやり方ですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課 長

統計係の我々が直接、教育委員会に頼むべきは教育委員会に頼み、それぞれの学校の校長先生、学校ごとに頼むものは学校に、幼稚園は幼稚園にということで、それぞれ頼んでそれなりの対象項目について回答をいただいているところでございます。

委員長 3番。

3 番 相手が公務員だから報酬は出さないということなんですね。

委員長 企画財政課長。

企画財政 課 長 基本的には、今も言いましたが、調査は我々が歩いて直にお願いをするし、相手は教育委員会なり学校でございますので、報酬等は直接的には出ないということになります。

3 番 いいです。

委員長 他にありませんか。

なければ進みます。

6 項監查委員費、1 目監查委員費。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉 総務費。

3番。

3 番 国保への繰り出しが約2億近いんです。これは、国保で聞けばいいことなんですが、今年これだけの繰り出しをするというのは何か理由があるんですか。

委員長 町民課長。

町民課長

当初予算から比べますと、前年の当初と比べますと大きな金額になっておりますけれども、1つは、この国保会計と絡みますけれども、そちらの方のちょっと説明になっちゃうんですけれども、ご了承いただきたいと思います。実はこの国保会計につきましては、この会計処理の関係で老保会計が3月診療、2月診療を1年間というふうに見てきました。これらの関係でまいりますと、国保が1カ月ずれていまして、市町村の国保の会計事務にも支障を来しているというところから、実は国保会計は老健会計と同じように3、2ベースで合わせるということになりまして、11

カ月会計になりました。そういう意味では国保会計の中でも詳しく申し上げますけれども、国庫金も財政調整交付金もすべて11カ月でならざるを得ないということになりまして、その分が基本的には当初で一般会計の繰入金が大きくなったということであります。

委員長

3番。

3 番

毎年のことじゃないですか、毎年のことでしょう。それは、平成14年度が特別に という意味ではないでしょう。

委員長

町民課長。

町民課長

この当初予算との組み立て方によりまして、結果的には13年の繰入金も結局2億ちょっとになってくるんですけれども、当初で不確定要素がありますから、この一般会計もある程度2億よりずっと低く抑えて当初予算をつくるということになってくるんです。結果的には、やっぱりいろいろこの財政調整交付金の問題、税の問題、こういったものを総合的にやると2億ちょっとになるということですから、そういう意味では、この14年度の繰り入れによって国保会計はそう大きな補正予算が要らないような、当初で一般会計の繰入金も含めて予算のスタイルをつくったという形でご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長

昼食のため休憩とします。午後の再開は1時とします。 休憩時刻11時58分

副委員長

委員会を再開いたします。

再開時刻13時00分

社会福祉総務費の方で何かございませんか。

5番。

5 番

実施3カ年計画の中に、この社会福祉センターの改修が載っているんですけれど も、一応15年度に実施という言い方になっておりますけれども、この内容について ちょっとお教えいただきたいと思います。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

大変おくれまして申しわけございません。社会福祉センターの大規模改修ということで、1期工事、2期工事とあのセンターについては進めてきたわけでございますけれども、これは社会福祉協議会が事業主体で実施する形になりますけれども、5,000万ということで載っております。基本的には、この5,000万の事業計上経費につきましては、増築を考えたものではなくて改造をするという中身で、一応この

数値を盛ってございます。ただ、平成14年度中にこの内容を精査することになっております。ですから、社会福祉協議会としてこのセンターを持つことを協議し、福祉センターについてふさわしい施設として生まれ変わることも必要でないかと、ただ財源措置が非常に厳しゅうございますから、その辺も含めて考えていかなきゃいけませんけれども、いずれにいたしましても、民間の資金活用を含めて今新年度に入り具体的検討に入るという内容になっております。

この 5,000万という数字につきましては、従来の、建ってから一度も基本的に言うと大規模改修をやってございませんので、そういう意味でその辺の内部改造を含めた特に屋根、外壁が非常に傷んでございますし、雨によりますと、横雨が降りますと漏れる形も出てまいっておりますので、それらを中心に給排水、衛生設備を含めて、この中で一式となってございますけれども考えていく。それと、当然、あそこの地区に下水道が入ってまいりましたので、水洗化にはなってございますけれども、浄化槽による水洗化でございますので、それを下水道による水洗化に取りかえていくということも含めて計上している内容になってございます。

副委員長

5番。

5 番

それでは、14年度で一応内容の精査ということで。それで私は築は何年たっているか、ちょっとそれは調べておりませんけれども、当時の建物からして、トイレなんかについても大変今の高齢者については不便だということで、何年か前に一応一部水洗化ということでやった経過がありますね。それで1つお願いがあるんですけれども、高齢者利用の中にやはり今の建物であれば、当然バリアフリー系統になりますか。それで、利用に当たりまして一応2階に上がる部分については、大変高齢者の方が難であるということで、エレベーターをつけたらどうかと、そういうお話がございますので、一応今の構造から言ったらバリアフリーについては、かなり難しい構造になっているのか。それであれば、ある程度エレベーターを設置の中であれば、高齢者に対しての便利さもいいんじゃなかろうかと、そういうお話もありますので、そこら辺を含めてもう一度お話ししていただきたいと思います。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

今エレベーターの話も出ましたけれども、昨年の実施計画に載っている数字につきましては、エレベーターを1基設置いたしますと、それだけで 2,000万というような数字がたしかかかるというふうに記憶しております。この数字の中に入ってお

らない状況になっています。ですから、それも含めて2階に階段しかない。そうすると、エレベーターの希望を、福祉センターですから利用者は当然なんですけれども、当時昭和54年度から55年度の1期工事ということで進めておりますし、増築工事につきましては58年度にやっておりますし、2期工事については63年度と3回に分けてこの建物の増設を含めて行っております。ですから、その辺を含めてもう一度、これは大規模改修ということで数値を載せてございまして、3カ年の実施計画の中でずっと入ってきておりまして、それらの機能を含めていま一度見直す必要があるというふうに思っております。ですから、それを含めて平成14年度中に、これは社会福祉協議会、行政を含めて協議することになっておりますので、ご理解を願いたいというふうに思っております。

副委員長

5番。

5 番 大変ありがたい答弁があったわけですけれども、社会福祉センターということに なると、当然高齢者の方の利用ということで、時代に合ったやはり改修ということ で進めていくということで、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

副委員長

ほかございませんか。

次に、進みます。2目心身障害者福祉費、112ページまであります。

6番。

6 番 この子供さんたち――障害児は、現在どのぐらいの人がいらっしゃるんですか、 人数です。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉

18歳未満ということで、手帳交付者にちょっと限られていただきたいと思いますけれども、11名というふうに押さえております。

副委員長

6番。

6 番 18歳未満で11名ですね。

それから、もう1点は身体障害者の福祉電話貸与というふうになっていますが、 この人数は何台ぐらいになっていますか。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長 身障者の福祉電話につきましては、3台所有してございます。うち3台は、一応 今お貸ししている状況になっております。

副委員長

6番。

6 番

この身体障害者福祉電話3台というのは少ないですね。それで、この方々の希望者というのは結構あると思うんですよね。そういう希望を募るという方法はしてないわけですね。この関係は、どういうふうにして現在やっているんですか。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

身体障害者の場合につきましては、身体障害者の手帳交付なり更新時期がございますので、その段階で「身体障害者のたより」というんですか、いろいろな制度があるわけでございますけれども、それをお渡ししております。ですから、今は3台ですけれども、実は老人の部分で13台を持っております。これは老人と身障は別でございますけれども、そこで全体でいくと今5台余裕の福祉電話を持っている形になっております。ですから、身障者の方でこういう電話を使いたいという部分であれば、その辺を含めてこの身障者に限って言えば1台増設しなければいけませんけれども、13台と3台、今の段階は16台の中で5台の残と、そんな中で利用者については対応させていきたいと思っておりますし、そういう状況になっております。

6 番

いいです。

副委員長

ほかはございませんか。

3目心身障害者特別対策費、4目老人福祉費。

8番。

8 番

ここでお聞きしたいことは、119ページ、老人クラブ運営費、老人クラブ連合会、そして老人クラブ研修会、すべて前年度と比較してみましたときにかなり減額になっている。老人クラブ運営費については91%、老人クラブ連合会については97%、老人クラブ研修会85.5%とそれぞれ減額になっているわけですけれども、財政の厳しい折なんですから、すべて減額する、これもわからないわけじゃないんですけれども、厚岸町は相当高齢化が進みまして、いわゆるお年寄りがかなりふえてきている。敬老年金なんかも前年と比較してみましても増額になっているということは、これだけお年寄りがふえているわけです。そういうことで、少しでもお年寄りのいろいろな活動といいますか、やはり体が弱らない、寝たきりにならないようにいろいろな活動をする。いろいろなそういう会の中に出席して、交流を深めることによって体の健康を保てるんではないか、こう思うわけですけれども、この減額をしたその理由、それで今後の見通し、これらの点についてちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから、 121ページ、高齢者バス乗車券の助成 590万 8,000円が載っているわけですけれども、ここでこの席で言うのはどうかなと思うんですけれども、ある町民の方からこのような話を聞いたんです。いわゆるお年寄りの人がその券をもらってきて、そしてまだその乗車券をもらうだけの年齢になっていない人にくれてやって、そして実際にそれで乗っている人がいるというわけですね。こういうのはいかがなものかと聞かれたんですよ。それで……でもこれはね、その年齢によりその人に与えられた券なのに、まだその年齢まで達してない人に渡して利用しているというのは、これはよくないな。悪く言えばこれは犯罪行為だ、よくないなと、そういう話をしたんですけれども、そういう実態というものをつかんでいますか。

それから、123ページの介護相談員等派遣は新しく新規のところに載っておりますけれども、その介護相談員というのは、どういう資格を持った人がなるのか。あるいは、また普通の一般の人でもなれるのかどうなのか。そして、この人は何人いるのか。そして、どのような活動をするのかということもひとつお聞かせいただきたい。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

まず、初めに老人クラブの運営費、さらに老人クラブ連合会についてお話しさせていただきたいと思いますけれども、これについては確かにおっしゃいますとおりマイナスになってございます。これは、実は2つの老人クラブが13年度中になくなったということであります。閉鎖になったということであります。ですから、補助根拠として1老人クラブずつ 4,800円の12カ月とかという補助根拠があるんですけれども、2つの団体がなくなったために、これについてはその2つの計算式の中で差し引いた金額をマイナスさせていただいた。ですから、これは5%カットしたわけでも何でもございません。

それと、老人クラブの研修会なんですけれども、これは敬老号と言われているものです。これにつきましては、実は 5,000円ということで今までやらせていただいたんですけれども、これについては 4,750円ということで、その人数が若干、これは行けばそういう人数によって増減する話ですから、出さなきゃいけませんけれども、1割カットして、これについては実施段階を目指していただいて5%カットをして、この敬老号ですから、これは個人負担もございます。ですから、行政としては 4,750円として算出させていただいて5%カットさせていただいたという厳しい

財政の中で、そういう措置をとらせていただきました。

それと、バスの利用券でございますけれども、私どもはバスの回数券的なものは発行してございます。ですから、それにはマル老という老人のマークが入っているわけでございまして、当然、厚岸町の70歳以上の高齢者がきちっと使っているものというふうに認識をしております。もしそういう事態があったとしたら、これは今後この4月からまた、この事業で皆さんに利用券をお配りするわけでございますけれども、そういうことのないように、私どもとしては逆に言いますと、車を持っている方については交付を受けていない方もおられます。ですから、そういう良心的な方もおられますし、お年寄りになって車もなし、公共交通バスを使いたいという人に限り、これは出しているものというふうに思っております。そのようなことがあるとしたら、そのようなことのないように、議員各位の皆様方に対してもご指導を願いたいというふうに私は思っております。

それと、介護相談員派遣事業でございますけれども、これにつきましては、今年 初めてやる事業です。これは介護の苦情相談を含めて、まずは事業所からそういう ことを、事業所のいろいろなデイに通っているとか入所しているところに通ってい る部分の事業所に、まずそういう実態を把握したい。また、在宅も含めて苦情を聞 く窓口を新たにつくりたいと思っております。

これは民間の方2名を今この予算で見ておりまして、特に資格がなければだめだということはないんですけれども、実はこの事業につきましては、厚生文教でも行かせてもらった本別、さらにはうちの担当者が紋別、北海道で2カ所のモデル事業をやってございます。それを参照しながらいろいろな介護保険に対する苦情、老人福祉もあってよろしいんですけれども、そういう状況を実態をきちんと把握し、利用の状況に公平、不満、疑問等に対してきちんと改善の道を探るということで、問題提起な提案解決型の事業を目指したいというふうに思っております。

これについては、平成14年度中にうちの担当者1名と3名で2名の民間の方々、これの考え方としてはヘルパーを持たれている、養成講座を受けられている方とか、介護の経験のある方とかということの選択肢はあると思いますけれども、その選択については、この平成14年度の中で、この2名の方の当然公募をしなければいけないというふうに思っておりますし、そういう方々が厚岸の介護の状況の監視役というふうになるかどうかわかりませんけれども、行政のみがそういう意見を聞くんじ

ゃなくて、違うチャンネルでそういう介護相談を受けるものをつくってまいりたい というふうに思っております。

以上です。

副委員長

8番。

8 番

ということは、今いわゆる民間の方が2名、まだ今はその人は決まってないわけですね。これから決めようと、そういうわけですね。

(発言する者あり)

8 番

はい、わかりました。

副委員長

ほかはいいですか。

3番。

3 番

ちょっと細かいことで申しわけないんですが、保健福祉課は遠くてなかなか行けないです。それで申しわけないです、北海道社会福祉施設運営財団というのが、この負担金が昨年と比べるとかなり多くなっているんですが、そのことについて1点。 それから、外出支援サービス実施委託料も新しい事業だと思うんです。中身についてお知らせをいただきたい。

それから、家族介護用品支給は扶助費でありますけれども、それから地域型在宅 介護支援センターについてもお知らせいただきたい。

とりあえず、そこのところを。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

まず、第1点なんですけれども、北海道社会福祉施設運営事業団は、今まで身体障害者等養護老人ホームの支払い事務をここでお願いをしてまいっております。過去においては、運営事業団としては特老の支払い関係をここでやってきたという経過がございます。

それで、今回、実はここで34万 8,000円ほど増額になっているわけでございますけれども、平成15年4月1日から児童知的施設、またその身体障害者と養護の関係が支援費ということで、措置から支援費に変わるということであります。それで、今までのやつが支援費に変わるということと、知的と児童の入所施設の関係の支払い事務を含めてどうするかということが道内で協議されまして、厚岸町にも実はこの知的障害を受けている方が63名おりまして、入所されている方が26名実際にいるわけでございます、厚岸町にはいませんけれども。それの支払い事務を含めて、こ

れからシステム的につくっていかなきゃいけないだろう。そういうことをこの34万 8,000 円については、それのシステムを含めて増額をしてきちんとした体制をつく るということで考えて、町村割にした数字になってございます。

これは実は今までは紙でやりとりをしておりました。それを今の時代なんですけれども、コンピューターで電話回線を使って、こちらから打ち込むと瞬時にそっちへいって支払いをしてもらうと、この全道組織で集約をして、支払いもスムーズに変更も含めて簡単にしようということで、事務の簡素化を含めてこれらの経費も簡単になってまいりました。過去においては、特老の部分が減りまして、この事業団の負担金自体が減った、過去において例があると思うんですけれども、そこまでふえていませんけれども34万8,000円、これが大体べたづけの中でその知的、さらには児童、身体と養護の事業を毎年この金額で展開していけるだろうというふうに思っております。これを町村でやっちゃうと、人工にいたしますと、0.4人工というふうな算術計算なんですけれども、1町村でやれば1人工のかかるところを0.4人工の計算で算術的にはそういう計算の算式が出ております。

それと、外出支援の関係でございますけれども、これにつきましては、実は外出支援サービス、移送サービスの関係でございますけれども、初めは1台、それと2台にいたしましたけれども、人員的には1.2人工、1.5人工という中で運営をしてまいりました。そういう中で、介護保険を含めて実施、介護保険の利用の方々もおりますけれども、2台フル稼働の中で、この外出支援サービスをできるような、要するに需要もありまして、そういう体制を組まなきゃいけないだろうということで、今年度の予算につきましては、大きくふえているわけでございますけれども、これについては、あくまで臨時職員対応でございますけれども、常時2台が対応できる、車がフル稼働できる措置を講じさせていただいております。

ですから、今年度において、これ以上にもならないだろうし、これ以下にもならないだろうと、ただキャパシティーの問題として、まだそういう方々の部分が2台から3台とかと、そういう社協内部の意見なんかもあるようですけれども、行政としては2台を常時動かしている町というのは、こういう規模の中では余り多くはないというふうに思っております。ですから、これをきちんと運用面で充実をさせていく。ですから、予算面においては今までウナギ登りというんですか、少しずつ段階を置いて予算措置を増額してまいりましたけれども、今年度においてこの金額を

持って、今後もこういうことで続けていきたいというふうに思っております。

それと、介護用品支給事業につきましては、昨年も予算を出しながら実施に至らなかったというふうな状況になってございまして、これはおむつ、尿取りパックとかを含めての用品支給です。回数券と言ったら語弊がありますけれども、民間の薬局を含めて実は交渉してまいっているんですけれども、その用品をこの介護を受けている方々に支給をしていきたいという事業を考えております。それで、これにつきましては、今調整中でありますけれども、いずれにいたしましても、今その紙おむつほかは薬局でなくても買えるとかと、いろいろな業者選定の部分でいろいろ考えておりますけれども、この事業を何とか新規の中で利用券方式を持って進めていきたいというふうに考えております。

それと、地域の在宅介護支援センターでございますけれども、介護支援センター につきましては、校区というんですか、学校区に1つということで、つくるんであ ればつくってよろしいですよということになっております。で、実は今基幹型の在 宅支援センターとして、あみかにありますけれども、これが現実的には基幹型と言 いながら小規模基幹型という指定になりました。で、そういう中で人件費助成等も いただけるわけでございますけれども、校区にもう一つつくることによって、1人 工のそういう相談窓口がおりますし、そういう方々をきちんとやっていかなきゃい けないと思っておりますので、社会福祉協議会の在宅関係の専門員を育成を含めて 育ってきておりますので、社会福祉センターの中に地域型のセンターを1つ設ける。 それと、アミカに基幹型の小規模型でございますけれどもセンターを設けると、こ の2つのセンターを設けて物事を進めたいというふうに思っております。ただ、当 初基幹型だけで進めようと思ったんですけれども、基幹型の体制として2人工で2 人の職員で進めていったわけでございますけれども、この町にしてみると、基幹型 は1人工の中でしていきなさい、そのかわり地域型を含めてつくることによって、 もう1人工の人件費を出しましょうということの制度の見直しが行われております。 ですから、厚岸町といたしましては基幹型を行政で持ち、地域型を社会福祉協議会 で持って、この町の介護相談、介護事業を含めて進めてまいりたいというふうに思 っております。

副委員長

3番。

3 番

この北海道社会福祉施設運営財団というのはわかりました。今老人福祉費で見て

いるわけですね。お話を聞くと、老人だけでないというお話です。地域障害者であるとか障害児であるとかいうふうに広がるんだということで予算もふやしたと。というと、これに限って老人福祉費の中でまとめて見るということになるというのは、やり方としてはおかしいんでないかな。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

基本的に今おっしゃいましたとおり、高齢者を含めて、さらに障害ということにかかわってきます。今これは準備段階で進めておりまして、実際的に予算の中の、これは平成15年4月1日からきちっとなりますので、区分化しなければならないと思っています。ただ、今年度中につきましては、一緒の中へこのシステム構築をしておりますので、老人福祉の中へお認め願いたいなというふうに思っております。なお、15年4月1日からこれらのことをきちんと区分けした中で、財団の方からも指示が出てまいりますので、そういう中で予算の区分化をさせていただければというふうに思っております。

副委員長

3番。

3 番

話の中に出てきた支援費の問題でありますけれども、この社会福祉関係で措置から契約というふうに変わっていって、社会福祉の構造改革みたいなものですね。今度は支援費の問題が出てきたと。これは今ここで論議をしませんが、かなり大きな問題だと思うんです。その点について具体化されていくのは、平成15年度からですか。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 長

平成15年4月にはスタートいたします。ですから、平成14年度中にシステムを含めて、特に7月あたりから秋口にかけてきちんとしなきゃいけない状況になろうかと思います。ですから、これについては我々も現実的にデータを含めて何もおりてきておりません。7月におりてくると言っています、それらのいろいろなデータを含めて。そして受け皿を含めてつくっていくわけでございますけれども、会議は12月に課長会議というのがありまして呼ばれて行ってまいりましたけれども、7月にはその名簿関係がおりてくる、そしてどうしていかなきゃいけないかということを含めて、早急に14年度中に構築しなきゃいけない状況になろうかなと。ですから、その辺のことをこの支援費の関係を含めてのことを、議会の方にも固まり次第、これは大きな言われている変革でございます。ですから、お知らせをしながらご理解

を得ていきたいというふうに思っております。

副委員長

3番。

3 番

なるたけ早く論議の場を設けていただきたい、わかったら計画を出していただき たい。

次に移りたいんですが、この財政改革の方針の中に、これは中長期的改革プログラムというものの中に入っておりますが、この社会福祉施策制度を総合的に検証すると、そうして高齢社会への対応として、中長期的に現存の各種福祉施策制度を見直し、実質的公平原理の導入を検討するというふうにうたっているんですが、これはどういうことでありましょうか。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 票 長

今のこの表現につきましては、実は障害等個々のいろいろな問題のある方々についてどうのこうという問題は、これはきちんとしていかなきゃならないと思いますけれども、今言われている一般的に何十歳以上になったら年金を支給するだとか、その辺のことを含めて財政にゆとりがあれば、そういうことは構わないかなというふうに思いますけれども、その辺を含めて検討していかなきゃならない中長期的には、そういう昔で言うある一定の高齢者に達したら、こういうものを支給するだとか、そういうものがまだ厚岸町の中に残ってございますので、それらを含めてどうしていかなきゃということを中長期的には、今の例で申し上げますと敬老年金の問題だとか、だけどこれについてはお年寄りの方々を含めて皆さん楽しみにしておられる。ただ、財政がそこまでついていくかどうかを含めて、そういうものについては中長期的に検討していかなきゃならない項目であるということで、財改委員会の中で整理されたものであります。

副委員長

3番。

3 番

この財政が苦しいということで、まずやり玉に上がるのがこの福祉施策の見直し、これはどこでもやられていることですね。我が町では、平成14年度の予算では出てきておりません。この財政の改革方針の中に中長期的なプログラムとして位置づけているんですが、私はこれは大変重大な問題だというふうに思うんです。この老人福祉費の中で、老人の入院見舞金、それからさっき話題になりました高齢者のバスの券の問題です。それから、寝たきり老人の介護手当、それから敬老年金というふうなものが削られていく、あるいは制度をなくしてしまうというふうなことが出て

きております。厚岸町でも、そのことを考えるんだというのが今の保健福祉課長のお話の中身だというふうに思うんです。この具体的に老人福祉費の中だけではなくて、先ほどの心身障害者にも制度がありますよね。あるいは障害児の問題についてもいろいろな制度がある。そういうものが次々に見直されていくというふうなことになりますと、これは大変なことではないのかというふうに思うんです。そういう点で、今敬老年金のことを出されましたが、具体的にどういうふうになさろうとしているのか、もう少しお話をいただきたいと思います。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

今障害者施策から老人施策までいろいろ厚岸町の部分につきましては、制度を設けながら進めてきております。ただ、私は今この財政改革委員会の中でいろいろ議論をさせていただきましたけれども、基本的にそういう弱者と言われている部分を財政の名のもとにおいて切り捨てるということ自体、これは大きな問題があるというふうに思っています。ですから、そこはきちんと救っていくというのが福祉というふうに認識しております。ただ、今例で申し上げましたけれども、ある一定の長寿を祝うだとか、その元気を祝うだとか、そういう意味での部分で病院に入院見舞金みたいなのは、病院に入ってどうのこうのという問題ですから、そういう問題とこれは現金支給とか現物支給を含めていろいろありますけれども、当たり前に暮らせて、その部分のそういう施策があるとしたら、これは検討をしていく必要があるんでないか。ですから、それを今すぐばさっとやるということではなくて、要するに障害者もしくは個別の老人福祉施策の中にきちっと反映をさせなきゃいけないだろうというふうに思っております。

ですから、財政的に福祉予算というのがございますけれども、それを無尽蔵に潤沢に回る時代が少なからず厳しさを増してまいります。ですから、それをいかに障害者を含めて障害のある方々を救っていくかということが必要なことなのかと思っておりますので、基本的にはいずれにいたしましても、今ある制度を過去の議会においてもお話ししておりますけれども、守っていくというのが、私たち福祉施策というふうに思っております。その中で、基本的にはそれを捨てることなく我々は頑張っていきたいと思いますけれども、そういう中でもどうしても一般的にある一定の年になって支給するだとか、制限もなく支給するというものについては、ある程度のめり張りをつけた施策の展開が、これから来るのではないかというふうに思っ

ております。

以上でございます。

副委員長

3番。

3 番

随分あんたもひどいことを言うもんだな。救ってやるとか、恵んでやる、福祉というのはそういうものではないんじゃないですか。お年寄りならお年寄りが、人間として人間らしく生活ができるように、人間としての尊厳を失わないで暮らしていけるようにということで支援していくというのが、私は福祉ではないかというふうに思うんです。それは老人だけでなくて障害を持った方にしてもそうですし、障害を持った子供さんにしてもそうだというふうに思うんです。

そういう点で、町長は先ほどどなたかのご答弁の中で、議会が終わったら大いにまちづくり懇談会を開いていくんだと、こういうお話でございました。特に、この福祉の問題については、先ほども申し上げたように、まずやり玉に上がるんですね。財政が苦しいということになると、まずやり玉に上げられると、これは厚岸町の話ではありませんよ。よその施策を見ていますと、そういう傾向が非常に多いんですよ。私は全体を見てむだがあるかないか、そういうものも含めて全体的に検討して、結果としてどうしてもというんであれば、これは話し合いの上やることもあろうかと思うけれども、まず削るのは福祉だというような、恵んでやっているんだからもういいんではないかとか、そういうことではないんじゃないかと。十分にその辺、今の寝たきり老人の手当の問題でありますとか、あるいは入院見舞金の問題でありますとか、こういう内容をよくつかんでいただいて、そして実情もまたそういう懇談会の折に十分把握をしていただいて、実態をつかんで、その上で考えていただきたいというふうに思うんです。まず財政ありきでとにかく削るんだということでは、私は困るなというふうに思うんです。

福祉の関係では厚岸は管内でも進んでおります。これは、やっぱり皆さん方が努力をなさってここまで築き上げてきたものだというふうに私は考えているんです。 そういう点で、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

副委員長

町長。

町 長

田宮委員ご承知のとおり、ますます進む少子・高齢化の時代であります。特に社会保障、福祉は多岐にわたります、広範囲であります。その中で、福祉の町厚岸町として今後どのようなまちづくりをすべきか。特に、今お話がありましたけれども、

現実には財政が厳しい。しかしながら、財政だけで理解できる問題ではありません。 やはり福祉は生まれてから死ぬまでの話であります。この厚岸町で生活してよかった、育ってよかった、そういうまちづくりをするのが私の願いであります。そういう意味で、中期、長期の見直しという考えに立っておりますことをご理解を賜りたいと存じます。

副委員長

他に。

6番。

6 番

この第4期総合計画の中に、いろいろな項目がうたわれているわけでございます。この高齢者福祉、自分も高齢者ですから、何かこう言うのはあれですけれども、勇気を奮い起こしてご質問申し上げているわけでございます。高齢者福祉の充実ということで、大要を20項目ぐらいに分類されて記載されておるわけでございます。この中で今年は配食サービスの実施とハートコール事業の実施と、これをあれしているわけでございますけれども、そのほかには短期入所事業の実施とかデイサービスセンターの運営、生きがい活動支援通所事業の実施、緊急通報システム事業の実施、高齢者住宅改善支援事業の推進、外出支援サービス事業の実施、除雪サービス事業の実施、そのほかに介護手当の支給事業の実施とか、今言われているこの老人見舞金支給の実施とか、いろいろ項目がたくさんあるわけでございますけれども、これは一挙にこういうものは何もかにもですとできないわけです。でありますけれども、今年は配食サービスとハートコール事業の実施、そのほかにまだ意欲を燃やされてやろうとするものはないですか、その内容について。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 誤 長

今総合計画、実施計画の中でうたわれている平成14年度から16年度までの歳計のお話というふうに思っておりますけれども、基本的にここに書いていることは今までやってきておりますし、これをさらに進めていくということになっております。で、ここで書いている中で、今後段の方の紙おむつ支給事業の実施、これは先ほど田宮委員から質問がございましたけれども、これを今年度から何とかやっていきたいというふうに思っておりますし、訪問理美容事業の実施ということを考えておりますけれども、これはまだ調整はとれておりません。ですから、平成16年度までの中で、これは理美容業者と検討していかなきゃならないことなのかというふうに思っております。ただ、そのほかの部分につきましては、大小はございますけれども、

今まで特別養護老人ホームの運営から一番下の高齢者バス助成券助成事業の実施まで、これはすべて高齢者福祉施策として実施をしているということでご理解願えればというふうに思っております。

副委員長

6番。

6 番

ただ、こういうふうに書き並べるだけでは意味がないわけです。やっぱり何もかにもというわけにいかないから3カ年というふうに言われているわけですけれども、これは3カ年でできるんですか。今年と来年と再来年の3カ年で、これは一切きちっとできるんですか。予算だってこれは結構なものです。1つ1つこれ大変です、お金がかかります、これは簡単なものではないですよ。その辺、これはどうなのか、大丈夫なんですか。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

これは、自信を持って予算を組みまして実施しております。ですから、利用者の大きい、小さいはございますけれども、やっておりますので、この事業をやっているということをご理解願いたい。先ほど言った紙おむつ支給事業については今年度の取り組み、訪問理美容事業についてはまだやっておりません。ほかにつきましては、一応やっておりますので、ご理解願いたい。これは文言で書いてございますけれども、予算の中へ全部反映されております。ですから、今回の老人福祉費の中に項目ごとに上がってございますけれども、そういう中でご理解願えればと思うんです。

副委員長

6番。

6 番

厚岸の福祉は、管内7カ町村の中で抜群であると、ほかの町村で評価しているんです。ですから、僕たちも町に出たときに、厚岸の福祉というのは、やっぱり管内で抜群なんだと、ほかの町村から厚岸に来ていろいろ調査をしたり聞いたりしていくんですと。やはり、これは斉藤課長さんの尽力はすごいなと、僕の方で一生懸命にやってくれているよと宣伝をしているんです。そういう中で、今も胸を張って言われてましたんで、ひとつさらに胸を張って堂々と言えるように頑張っていただきたい。

終わります。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長 なお、制度としてありますので、充実という意味でさらに頑張って、利用も含め

て町民が利用しやすい形の中で物事を進めてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

副委員長

他にございませんか。

進みます。 126ページ、5 目国民年金費。

3番。

3 番

この国民年金の納付が町から国になりましたよね。それで、この歳出の目として あるんですが、これはずっと残ることになりますか。

副委員長

町民課長。

町民課長

ただいまのご質問の中で、大きくは保険料の納付、還付等が4月1日から国になってまいります。で、そのほかの事業につきましては、法定受託事務として残りますので、この目はこのまま残さざるを得ないということになっておるかというふうに思います。

副委員長

3番。

3 番

ちょっと具体的にしていただきたいんですが、国民年金保険料収納ということで 1,467 万、中身は需用費で消耗品費。国民年金の前の切手売りさばきは消耗品費で 見ておりました。そうしますと、 1,467万というのは、まだそういうものが幾らか 残るんだよと、こういうことですか。

副委員長

町民課長。

町民課長

今年度の予算の今ご質問のとおり、この印紙の購入で消耗品費として 1,467万は、 実は国民年金は3月分の納付期限が4月30日になっております。で、結局はその3 月分の1カ月分の年金印紙の購入費ということになってまいりまして、平成15年度 からはここは一切なくなると、この 1,467万円は3月分の納期に係る印紙の購入だ けだということになっております。

副委員長

3番。

3 番

だから、そう最初から言えばわかるわけで、この目がずっと残るんですかという ふうに聞いたわけですから。

それで、もう一つお伺いしたいのは負担金の問題なんですけれども、この釧根地 区国民年金事務連絡協議会であるとか日本国民年金協会で24万計上されております が、これは必要なくなりますね。

副委員長

町民課長。

町民課長

釧路・根室管内、これは社会保険事務所の管轄が釧路支庁、根室支庁ですから、いわゆる釧路・根室管内の町村の集まりの1万8,000円、国民年金保険料6,000円、いずれにいたしましても、今のご質問のとおり、新年度からはこの負担金はなくなるという状況でございます。

副委員長

3番。

3 番

いや、新年度ではないでしょう。だって、仕事が残るのは4月30日まで納付の期限があるから、収納の方では1カ月分を残さなければならないということで。しかし事業そのものはなくなるんですね。そうしたら、この負担金については必要なくなるんじゃないですか。

副委員長

町民課長。

町民課長

15年からはなくなりますけれども、今年度につきましては、まだ特に管内のやつはいろいろ情報交換等々がありますので、これについては今年度も引き続き年金協会の方もそうですけれども、こういった今事務が国と町に分かれる、そういう中では私どももこういった国の情報、あるいはこういった勉強会等々もしていかなければならない時期だというふうに思っていますので、いずれの負担金につきましても14年度中は支払って、この中でいろいろ情報交換等々をやっていきたいというふうに思っています。そういう意味では、完全に15年度からはその主要な業務でありました徴収の事務がなくなりますので、さきの社会保険事務所の担当者会議の中でも、これらの協議会については本年度をもって終了させなければならないだろうという話し合いがなされたところでありますので、今年度中については、この予算で協議会を開催してまいりたいというふうに思っております。

副委員長

3番。

3 番

4月30日で国民年金を受け付けて国に納付すれば、一切の事業が終わりなんでしょう、違うんですか。その上に何の情報交換をやるんですか。

副委員長

町民課長。

町民課長

国民年金の仕事は、国民年金を徴収する業務だけではありません。そのほかいろいろな業務がございまして、年齢に達したら年金を裁定を請求する受け付けの事務等々がございます。そういう意味では、まだ一般の業務も進みますけれども、主力になる部分が年金の印紙の検印事務、いわゆる徴収の業務ですけれども、ご質問者の言われている1カ月分でなくなるんだったらば、ここを切ってもいいんじゃない

かということなんですけれども、4月分の1カ月業務があるということで、それに伴うそれ以外の業務の打ち合わせ等々がやはり出てきますので、今年度中についてだけは、この協議会を続けてほしいという社会保険事務所と私どもの考え方がございましたので、地元の町村としては、今年度中に限ってはやむを得んだろうということの話し合いで進めてきて、説明がきちっとしなくて申しわけないんですけれども、真意はそういうところにございますので、ご理解をいただきたいと思います。

副委員長

3番。

3 番

何かくどいように自分でも思いますが、そうしますと、ここに5目として国民年金費がありますよね。納付の仕事は4月30日で終わるんだけれども、国民年金について町がやるべき仕事はずっとあるんですよと、そういうことなんですね。で、それはどういう仕事ですか。

副委員長

町民課長。

町民課長

先ほど申し上げましたように、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、こういった年金の受給権が発生したら、うちの方で細かく言いますと、3号の被保険者の期間があった場合、なかった場合という取り決めはあるんですけれども、こういったいわゆる裁定請求についての書類の受け付け、あるいは一番大きいのはやっぱりご相談になろうかと思うんですね。そういった裁定請求の関係の問題。

それから国が保険料を徴収するというふうになりましたけれども、これらの関係で申し上げますと、二十歳到来した方々についての情報の提供、あるいは手帳の交付再交付の問題、こういった業務がまだまだありますので、特に私どもはこの国の整理によって業務分担がされたんですけれども、町民の皆さん方には、やはり混乱を招いては困りますので、きちんとした年金相談業務をやらなくてはいけないというふうに思っていますし、そういう意味では、大きくはその比重を占めております業務の6割程度の徴収に係る業務がなくなる程度でありまして、そのほかの業務としては、今申し上げた細かい点はたくさんありますけれども、こういった業務がまだ残ってまいりますので、この年金業務は引き続き法定受託事務として続けなければならないというふうな状況になっております。

副委員長

3番。

3 番

はい、わかりました。もう1点。

一般財源は使わないんですね。これで見ますと、国民年金一般計上として委託金か負担金かわかりませんが、国の39万7,000円、この程度でやるんだということですね。

副委員長

町民課長。

町民課長

経常経費はこのとおりでございまして、これらに係る今ご質問者のありましたように、国からの委託金が 420万程度入ってまいります。ですから、この業務については39万 7,000円程度ですけれども、あとはほとんどが今申し上げました 420万程度は人件費の計算にされてきていますので、そういった経費をもって業務に当たってまいりたいというふうに思っております。

3 番

このほかに人件費があるからね、それは給与費だものね。いいです、わかりました。

副委員長

ほかに。

進みます。6目自治振興費。

10番。

10番

ここのところの一番最後にコミュニティ遊具設置事業とあります。それで委員長申しわけありません、他のあっちこっちの項目にも絡みますけれども、遊具全体についての話を聞きたいんでよろしくお願いします。

この遊具がという話ではないですから、現在、町内に設置されている中にそういうものが恐らくないんじゃないかと思うんだけれども、確認の意味で聞いているんですが、危険遊具という言葉が今あるんです。そして、箱型ブランコ、それから回転遊動木とか言ったかな。私らは子供のころにはよく使った記憶がありますが、真ん中に柱が立っていて、そこにずっと手が出ていて、それにぶらさがってみんなで回るんです。これが根元から折れて倒れたんです。それから、箱型ブランコというのは、一見非常に子供が乗るのに適しているように見えて、非常にいい遊具のように思っていたんですが、実はその重たい箱というか揺りかごの大きなのです。それを上からぶら下げて振るんですが、それと地面の間が10センチとか15センチしかあいてない、その間に倒れた子供の頭が挟まって死ぬというような事故が多発と言っていいんですね、あっちこっちで起きたんです。それで、これは早急に撤去してくれというような話が、何年か前から出てまして、やっと去年あたりから割と国の方も動き出している。というようなのは極端な例ですが、遊具というものの管理がき

ちんとしてないと、即危険具に変わるおそれがあるんですね。それで、それぞれの 担当のところでそれぞれの部署に遊具というものを管理なさっていると思うんです が、ちょっとその1つ1つを私は余り詳しくないんで申し上げられないんだけれど も、そういうところでは、今言った危険遊具なんかについては当然撤去することに なるし、本来安全である遊具も整備されてなければ、即危ないものに変わりますの で、そういうものの管理あるいは調査、そういう体制はどのようになっていますで しょうか。

副委員長

管理課長。

管理課長

新聞等で危険遊具ということで、特に今お話しもありましたけれども、箱型のブランコにつきましては、私ども新聞等、それからいろいろな切り抜き等の情報をいただきまして見させてもらいまして、それで去年の春先の5月になるんですけれども、それぞれ町内に児童公園、それから保育所等にもどの程度設置されているのかということで調査を実はしました。それで、ちょっと今数字ですね……

10番

細かな数字はいいです。

管理課長

それで調査しまして、すぐにあったところには撤去しました。で、その後、保育 所であるとか、それから児童公園もそうなんですけれども、何カ所か危険なものは 直せるものは直して使用しているというような状況にあります。ちょっと数は今調 べますが。

10番

いや、結構です。

管理課長

そういうことでございます。

副委員長

教育委員会管理課長。

教委管理 課 長

管理上のお話でございますので、学校の遊具関係についてお答え申し上げたいと思います。学校の遊具関係につきましては、通常におきましては、学校側のいわゆる校内施設管理という中で、目視になりますけれどもチェックをいただいておりますし、私どもの方の施設点検の際にもあわせまして、目視での点検はさせていただいております。そういうような状況でございます。

副委員長

10番。

10番

わかりました。危険遊具に関しては、見つけ次第撤去するということで進めて、 そういうふうなことにきちんとしたということですから、それはそれで大いに結構 です。 あと、やはり定期的な検査といいますか、そして補修なり、あるいはうまくなければ撤去するなりという体制が必要だと思いますので、教育委員会関係以外は全部管理課の方でそれを行っているわけですね、その体制はどのようになっているのか。調査並びにその修復の体制についてお答えいただきたい。

それから、教育委員会の方では各学校の管理で行っているということで間違いはないと思いますが、かつては厚生文教常任委員会がある学校を見に行ったら、ブランコが大変危険な状態があって、手で押したら倒れかかっているんです。それで、その場でもって言ったんだけれども、その後数カ月放置したというような事例がありまして、議会でもって議論になったこともあります。ですから、こういう児童・生徒の命にかかわる問題ですので、こういう問題については、特に単なる学校任せと言ってはまた失礼なんだけれども、そうしないで教育委員会の方からもきちんとした対応を特にお願いしたい。かつて、そういう事例があっただけにということなんですが、この2点お願いいたします。

副委員長

管理課長。

管理課長

先ほど危険遊具の関係で、たまたま箱型の部分では管理課が管理している公園の ものと、それから保健福祉課で管理している保育所のものと一緒にやらせていただ いたんですけれども、日常的な点検については、それぞれ管理課は管理課所管の部 分だけ日常点検をしているということになっております。

それで、その点検は年に一度実施しまして、当然見た目もあるんですけれども、 鉄のものであると腐っているだとか、さびが進行しているだとか、いろいろな状況 がやはり出てきます。それを目視で確認して、簡単に地元で例えばペンキ塗りで直 せるものであるだとか、もしくはその遊具専門の業者に頼まなければ直せないもの もございますので、そこら辺を判断しまして、それぞれお金の伴うものでございま すから、予算等で措置をお願いして補修をしていくと、このようなやり方で従来も やっております。

以上でございます。

副委員長

教育委員会管理課長。

教 委管理課長

学校の遊具安全管理につきましては、学校におきます日常での点検の励行という 部分、これについては学校側の方にも当然お願いしていきますし、教育委員会独自 といたしましても、おっしゃいますように確実な点検に心して取り組んでまいりた いというふうに考えます。

副委員長

体育振興課長。

教 委 体育振興 課 長 その遊具の関係なんですが、実は私どもの公園の中に勤労者体育センターのそばに新しい遊具を何基か設置をさせていただいております。今管理課長が述べましたとおり、管理課と連携をとりながら私どもが絶えずそばにおりますので、そういった部分も十分目視なりよく監視をしてまいりたいというふうに考えています。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

管理課との連携の中で進めているわけでございますけれども、私どもの所管する部分、僻地保育所と認可保育所につきましては、私どもの方で管理をさせていただいております。年に1回調査をいたしまして、今回の予算の中にも入っているんですけれども、ブランコの部分で僻地保育所でそういう状況が見つかりました。冬場にかかりましたので使用禁止にして、春先にその金具の部分なんですけれども、脱落する可能性があるということで15万ほど予算計上をさせていただいております。ですから、これは年に1回必ずやりながら当然箱型遊具は5月時点で撤去したわけでございますけれども、そういう形の中で連携しながらいきたいなというふうに思ってやっておりますので、ご理解願いたいと思います。

10番

はい、結構です。

副委員長

いいですか。ほかに。

進みます。7目社会福祉施設費。

11番。

11 番

ちょっとこの施設管理委託料でお伺いしたいんですが、管理委託料が半端になっているのはどういうわけなんでしょうか。コミュニティセンター、生活館も、それからこの生活館が管理人報酬になっているのは、どういうことなのか、委託してないのかな。

副委員長

町民課長。

町民課長

きちっといかない数字は、500円がありますと、予算上は 1,000円単位に切り上げてきっちりいかない部分があります。

11 番

いや、委託料だよ。

町民課長

委託料は、それぞれの自治会さんにお支払いしているコミュニティセンターだったらば管理委託料ですね、それぞれの自治会さんにお払いしている委託料ですけれ

ども。それで端数が出るとかというのは、例えば 6,500円でこれが3つになりますと端数が 500円出ますから、それは 1,000円に切り上げるということになって、きちっといかないというものもあります。

それから、生活館の報酬の関係ですけれども、これは道の補助金をもらっている 関係で、このような報酬という形を出して、補助金を請求するときに必要なもので すから、ここだけは報酬というふうにさせていただいている内容でございます。

副委員長 11番。

11番 そうすると、今はコミセンは太田南と宮園、白浜と、それぞれのこの管理委託料の計算式をちょっと教えていただきたいんです。

それから、生活改善センターの管理人報酬は、これはどういうふうに計算されているのか。

副委員長 町民課長。

町民課長 コミュニティセンターは、管理人委託料は1カ所月額 6,500円、年間7万 8,000 円と、これが3カ所でございます。それから、改善センターの委託料の関係でありますけれども、これは人件費相当額でございまして、これに係る職員の給与を積算をして算定した内容でございます。

11 番 生活館の管理人報酬。

町民課長 │ 失礼しました。生活館は、報酬は月額 6,500円で年間 7万 8,000円です。

11 番 コミセンも同じか。

副委員長 町民課長。

町民課長 コミセン3カ所と湾月生活館につきましては、月額 6,500円で同じでございます。 年間7万 8,000円でございます。

副委員長 11番。

11 番 そうすると、集会所はどのようになるんですか。

副委員長 町民課長。

町民課長 集会所は3種類ございまして、5,000円のもあれば6,500円のもあるというのが 内容でございます。

11 番 わかりました、いいです。

副委員長 ほかはございませんか。

進みます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

3番。

3 番

今年度は、臨時職員の賃金がかなり大幅にふえています。これは、児童数が変化 したとも受け取れないような面があるんですが、その点と賄材料費について、平成 13年度と比べると15%ぐらい落ちていますが、その理由。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

まず、賃金の関係なんでございますけれども、今の嘱託職員2名が一応退職の予定になっておりまして、今、少子・高齢化の部分、保育所の児童数がかなり減ってきてございます。それで、実は先般の議論の中にもあったんですけれども、認可保育所の統廃合の問題、するかしないかは別ですけれども、その辺を含めて、この平成14年度中に定員関係をきちんとしなければいけないというふうに思っております。ですから、今年度につきましては、嘱託職員を含めて2名退職するんですけれども、臨時職員で2名対応させていただきたいということで、この中に提案をさせていただいております。

それと、賄材料費の関係でございますけれども、僻地保育所につきましては、床 潭保育所で25名から18名の一応予定で7名の減、それと太田については17名でプラ ス、マイナスゼロなんですけれども、門静で13から12の1名の減、尾幌で7名から 6名の1名の減、計9名の減が、この賄材料費関係に影響を与えている。僻地なん ですけれども62人から53人の一応児童の予定になってございますので、それに伴っ て単価は変えてございません。減額になっているという内容になってございます。

副委員長

3番。

3 番

すると、嘱託職員の2名の退職ということになりますと、あとは臨時職員だけに なるんですか。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

僻地保育所につきましては、嘱託職員が各2名ずつ配置になってございます。ですから、4カ所ございますから8名おられます。ですから、2名の退職ですから、その2名の部分で、実は尾幌を含めて今7名から6名の予定なんですけれども、これは5名を限りなく割っちゃうと、僻地保育所の存続にもちょっと問題が出てくるという状況になります。ですから、その辺を含めてこの1年中に状況を判断して、保育所の状況を見直しをしなければならない時期に来ているのかということを、その臨時職員対応の中で措置をさせていただいている。ただ、嘱託職員としては必ず

1館に1人はいる形になります。

副委員長

3番。

3 番

資格の問題なんですが、それはどうなっていますか。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

いずれにしても保育士資格で、常勤の臨時で任用いたしたいというふうに思って おります。

3 番

資格者でね。

保健福祉

はい、あくまで資格者です。

課 長 3 番

はい、いいです。

副委員長

ほかはございませんか。

進みます。 142ページ、2目児童措置費、3目母子福祉費、4目児童福祉施設費。

副委員長

10番。

10 番

子育て支援センターが町長の町政執行方針の中にも出てくる、これを設置するというふうに言っているので、新しい施策でないかと思うんですよ。それで、この内容と意図するところ、それについてご説明をいただきたい。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

地域子育でセンターは、実は保育所の特別保育事業の中にあります。センターという名前がついておりますけれども、そういう中でこの地域子育で支援センターということで、事業の内容でございますけれども、常勤職員1名、正職員ですけれども、これは係長クラスを含めて配置をする予定でございます。さらに、臨時職員の、これも資格者の常時職員の臨時で2名体制でこの事業を進めていきたいというふうに思っております。

基本的には、育児不安についての相談指導、それと子育でサークルなど育成支援、それと特別保育事業、実はこのセンターについては厚岸保育所の中の1室を使って実施をしたいというふうに思っておりまして、障害児保育ほかそういう該当者もおりますので、それらの積極的実施と普及促進を含めて、その任に一部当たっていただきたいというふうに思っておりますし、家庭的保育を行う者への支援、それと特に近年問題になっております年長というんですか、就学前児童の取り扱いがございます。学校との連携、特に就学前児童の状況が、学校とのつながりの中できちんとした情報の提供がなされてないという実態もございます。

それをきちんとしていくというのは、この大きな使命の中にありますし、療育関係、療育は要するに個別療育ですから、これを一般的に情報公開という名のもとに、どんどん、どんどん出せばいいということになりません。ですけれども、このセンターがあることによって、集団保育をやっている保育所と母子通園センター、もしくは療育センターとつながりができると、そのための2名の職員、さらに学校とのつなぎということで、これはほかの支援センターをつくっている部分があるんですけれども、厚岸としてはそこをねらいたいというふうに思っております。

ですから、本格的な稼働と申しますと6カ月ぐらいかかるのかな、まずは勉強してもらい、地域を見てもらい、その辺のことを進めながら平成14年度中にぴしっとしたものにつくっていきたいなというふうな意気込みで、常勤職員を添えて進めていきたい。経費につきましては、ここにパーソナルコンピューターの配置もございますし、さらには若干の遊具の整備もございます。賃金が1名分入りまして人件費に入っているということになりますけれども、そういう形でこの事業をやっていきたい。ですから、特別保育事業の一環の中の部分で走らせますけれども、目的としてはもう一つ枠の飛び出た事業展開を私どもとしてはねらっていきたいというふうに思っております。

副委員長

10番。

10番

大変な意気込みで頑張るとおっしゃったけれども、お話を聞いていて大変な意気 込みだなと思ったんですよ。といいますのは、育児不安というのは、全く若い母親 の一般的な問題なんです。そこから始まって、サークルの育成はいいでしょう。そ れに今度は、その後の話はほとんど今いる障害児を抱えた家庭の非常に難しい問題 に対処していこうというわけです。そうすると、ものすごく範囲が広いんです。こ れを全部オール優をとるようなつもりで2人でやったら、これは化け物でしょうね、 できないですね。どこにまず重点を置いて、どこから進めていくのか。総花的にあ れもやりたい、これもやりたいと「たい」を並べるのもいいんだけれども、そのあ たりをもう少し、まずねらい目はここなんだと、ここから始めて広げていきたいと、 あるいは最低限でもここだけはきちんとやらなければならないと思っているとかと いう話をもう少し詳しくしていただきたい。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長 我々の所管する部分が基本になっておりますけれども、特にまず1つ考えている

ことは、集団保育をやられている部分と療育の母子通園センターに通っている重複で通ってきています。で、そこの部分のまずその業務を行っている人間の相互連携関係をここを改ざんしてつくっていきたいというふうに思っております。それと、もう一つは既に就学前の子供たちについては、いろいろな措置は委員会の中で終わっておりますけれども、年長さんを含めての小学校との就学指導委員会等々のつながりを含めて、今までは各保育所ごとに所長なり担当の保育士が対応しておりましたけれども、基本的には問題はグレーゾーンも含めていろいろなことを教育現場としては情報を欲しいわけでございますし、当然保護者の理解のもとに、そこを介在にしてまずそれをきちんとやっていきたいなと、その情報の収集を、中には一般保育の中でいろいろな意味で発達がおくれている部分もあるかなというふうに思っております。隠れている部分もあるかなと、その辺の情報把握をまずさせていきたい。

それにはもう一つは特別保育をやって、障害児保育をやっている部分をまず1人で持たせながら、覚えながらやらせることも手なのかと、そこからまず始めていこうと思っております。で、当然、パンフレットだとかそういうことを表に何とかこういうことがあるんだよということを含めて発信をさせる、ものをつくりながら、チラシをつくりながら、パンフレットをつくりながら、そういうこともしかけていきたいなというふうに思っております。

副委員長

10番。

10番

子育て支援センターについてはわかりました。それで、とにかくこういうものを どんどんと進めていただきたいということは、切に願っているところで期待をして います。

それで、ちょっとそこから少し子育て一般の方に移行しますが、実はある程度の子供が、乳児から幼児、幼児から学童というふうになるんですか、ちょっとその言葉は正確にはわかりませんが、なっていくのはいいんですが、生まれてから1年とか2年とかいう間が、特に初めて母親になった層には非常にきつい時期のようです。ようですというのは、やはり、こういうことは男にはよくわからない部分がありまして、母親でなければわからない部分が、どうしてもあるわけですから、ようですとしか私も言えないんです。それで、そういう部分が昔は必ず自分の家や周りに手助けをしてくれる年寄りがいたわけですよね。そういう人なんかが助けてくれたんだけれども、今は全くそういうものがない中で、子供と向き合わなければならない

人がふえてきているんです。数からも率からもふえてきているんだと思うんです。

そういう中でいわゆる育児ノイローゼとか何とかいろいろな、大なり小なりですよ、極端な場合には、新聞記事のようなものがあるんでしょうけれども、そんなものは本当のわずかの率だと思いますが、その大なり小なりということになると結構多いようで、そういうものに対して、やはり何らかのすがるような部分といいますか、手を差し伸べてもらえるような部分を、これは今子育て支援センターでつくれと言っているんじゃないんです。これは、今これから動き出すのにいきなりどんと大きな荷物をかぶせて動けなくしてしまう気はありませんから、そういうものについても、これからの施策の中で、やはり考えていかなければならない大きな分野の1つではなかろうかと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

この間の「健康づくり誌」の中にも、実は子供の心と健康づくり対策、これは健康づくり計画をつくるばかりじゃなくて、連絡協議会みたいなものをつくりながらどうやっていくかということを模索するものも、実は入っております。ですから、そこの部分とのつながり、当然個々の部分は個々の部分で児童問題で整理をしていかなきゃいけない、その中で進めていきたいというふうに思っております。

10番

はい、わかりました。もう一度、そちらでまた聞かせてもらいます。

副委員長

よろしいですか。

5番。

5 番

157ページの厚岸保育所園庭の整備事業についてお尋ねいたしたいと思います。 この事業については、私の記憶では、厚岸保育所が建ってから25年ぶりでの園庭で なかろうかと、大変厚岸保育所については不便をかけながら、ちょうど小学校の校 庭前庭を借りながら今まで過ごしたという経過があるわけなんですけれども、やっ と実現に至るということで、今年度で完成ということですけれども、この内容につ いて少し詳しくお教えいただきたいと思います。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

今回の園庭の整備でございますけれども、実はこの事業につきましては、防衛庁の調整交付金を持って事業実施をしようというふうに考えておりまして、3カ年の実施計画、もしくは今回の予算説明資料の中の域を超えない中で、これからこの実施設計に向かっていかなければいけないという状況になっております。

ただ、考え方といたしまして、真竜保育所に1つ園庭がありますけれども、あの園庭のスペースが、運動スペースというんですけれども、あのスペースを確保をまずすることを大前提に考えております。真竜保育所の運動会ができるトラックのとれるスペースをまず確保することを基本にしながら、立木の伐採は当然、桜は切れる状況でございませんので、そういうことも含めて利活用していく。

それと、職員の駐車場14台程度を見た中で整備をしていきたい。あそこにキュー ピクルというのがあるんですけれども、受変電設備がございますけれども、それを 撤去した中で全体的には保育所でございますので、フェンスをまきながらコンビネ ーション遊具を備えて、今間借りしている場所から手前の方に移しながら物事を進 めていきたいというふうに思っております。ですから、これらの具体的な図面とい うんですか。図面についてはアウトラインはあるんですけれども、もう少し時間を いただきたい。この事業の発注につきましては、調整交付金の関連もあるんですけ れども、秋口になるのではないかというふうに思っておりまして、それに向けて今 準備を進めてまいりたい。実は、この間、その保護者懇談会も厚岸保育所でござい まして、こういうことで、これは建ってから、言われているとおり53年度にこの建 物が建っておりますから、園地がないということで、保護者からの要望はずっとコ ールされていた状況でありますし、それがやっと日の目を見たということで、期待 感は非常に大きいというふうに思っております。ですから、青図ができましたら、 地域の意見もやっぱり聞くということをきちんとしていかなければいけない場所な のかというふうに思っておりますし、その辺のことを聞きながらまとめていきたい ということで考えておりますので、ご理解を願いたい。今青図が出せないことをご 理解願いたいというふうに思います。

副委員長

5番。

5 番

それじゃ、一応まだ図面等などについては、今は出せないということで、一応先ほどであれば秋口、当然これは防衛交付金か何かでもってやるということなんですけれども、今年度中にそれは当然実施されて、使える状態が秋口、あるいは来年度に向けてあると思いますね。

それで、一応先ほど真竜保育所の運動場ですか、それを参考にしながらということなんですけれども、十分にあそこの敷地については、子供たちが運動会とやらできるだけのスペースがあるのか。ですけれども、やはり今時代が変わりまして、例

えば職員の駐車場、あるいは隣に福祉センターがある中で、駐車場がそれ相当のやはり難しい問題になってくるのか。それで、ちょうど福祉センターと今の保育所の中間が、小学校のちょうど校門の前になります。そこには私たちのたしか記憶の中には、桜が両サイドにそれなりの桜の木があったと。それで今も何本か残っているわけで、それを切ってまで駐車場にするというわけにもいかないだろうし、相当やはり駐車場については難しい敷地になるのかと。

そこら辺はよくこれから、先ほどのもし図面、あるいは地域の人たちの使いやすい方法で計画を立てた時点で、それを落としてもんでもらおうというお話がございましたので、それらについて十分やはり職員、あるいは地域の当然通っている親御さん方とも、いろいろやはり相談、あるいは計画をしながら、25年近く、あるいは以上に皆さんがそれぞれに待っただけに、やはり皆さんの要望にこたえただけの園庭にしてもらわなけりゃ、それこそ今まで本当にかわいそうな目に遭ったのかなと、そこら辺についてもう1回お尋ねしたいと思います。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

真竜保育所でございますけれども、要するに運動スペースということを参考にするだけであって、あのとおりああいう中にするということではございません。ただ、今質問者がおっしゃいますとおり桜の木もございます。それと道路用地もございます。そんな中で、いかに今の車の時代でもございますし、そういうことも含めて、この建設担当と十分その辺のことを要望を出し合いながら、それをたたき台のできた段階について、そういう保護者の方々、関係者の方々にこれは当然、文化的スペースでもありますし、町の中で言うと文教地区でもございますし、社会福祉センターもございますので、その辺を含めてきちんとしたものをつくってまいるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

副委員長

5番。

5 番

それと、保育所については、奔渡保育所と16年度ころに一応合併という予定がありながら、当然それを見越した中でのやはり園庭づくりかな。ですけれども、先ほど駐車場については、当然やっぱり車の交通量が多いということで、そこら辺十分なやはり物を考えてくれなかったら、たしか小学校あたりでも駐車場の難でもって運動会には、かなりやっぱり皆さんでトラブっているケースがあるわけなんですけれども、今の厚岸町保育所の園庭についても、それなりに隣には福祉センターがあ

る、あるいは今まではお寺の駐車場か、あるいは林務所の駐車場を借りながらいろいるな小学校とやらの行事があるたびにあったんでなかろうかと思います。そこら辺を十分酌みながら、皆さんの使いやすいすばらしい園庭にしていただきたいと思います。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

今のお話ですけれども、別に統合とかそういうことではなくて、ここの保育所は 建物こそ古くなってございますけれども、 100人が収容定員になってございます。 ですから、そういう形の中のあくまで園庭整備ですから、そういう中で我々は考え ておりますので、統合になろうとなるまいと規模は 100名ということの理屈の中で 物事を進めてまいるというふうにご理解願いたいというふうに思います。

副委員長

5番。

5 番

それじゃ、図面がもし出た時点で提出してもらってよろしいですか。何月ごろになるかわかりますか。もし早目に出たんであれば、それなりに提出してもらいたいと思います。いろいろ検討する内容もありますので、よろしくお願いします。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

この設定が先ほど秋口と言いましたけれども、防衛調整交付金の関係で2次交付金の配分予定を当てにしているものですから、秋口になろうかと思います。いずれにしても議会を含めて、地域の方々にこれらのものをこの事業の発注の前にきちんとしたものを出して、ご意見等をいただきながら物事をつくってまいりたいというふうに思っております。

副委員長

他にございませんか。

進みます。 158ページ、5目児童館運営費。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

10番。

10番

ここに有害動物対策、病症媒介動物対策というふうに出てくるんです。それで、 これは後の方なんですが、エキノコックスは健康づくり費の方に出てくるんです。 それで済みませんが、この内容について教えてください。

副委員長

町民課長。

町民課長

新しいシステムになりまして、事業別ということでこの衛生予防費の中では大き く4つに分かれました。今ご質問のとおり、有害動物対策というのは、野犬の駆除 に係る、それから、病症媒介動物対策についてはキツネの駆除の予算科目でございます。

副委員長

10番。

10番

今までは、キツネ駆除というのはエキノコックスの対策として考えられてました よね。そうすると、今度別にまた、ごめんなさい、ちょっと次の費目で申しわけな いんですが、エキノコックス症対策というのもまた別に1つ出ているんです。そう すると、このキツネの駆除とエキノコックス症対策というのは、今まではエキノコ ックスと一くくりで言われていたものが分かれたんですか。それとも、もともと全 く別のものなんでしょうか。別のものであるとすると、どういう形になっているん でしょうか。

副委員長

町民課長。

町民課長

昨年度は、私どもの方は、この野犬の駆除とキツネのこの駆除が一本化になって 報償費という形になって上がっていたわけです。それをこのシステムによって、今 申し上げました有害の方は野犬、病症媒介はキツネ、そのほかに保健福祉課は保健 福祉課で従来どおり、駆除とこちらの方と2本立てで出た状況でございます。

副委員長

10番。

10番

わかりました。どうもちょっとのみ込むのに時間がかかって申しわけない。そうすると、住民課の方は殺生の方が中心であると、それから福祉課の方はこの病気の問題について、いわば人間様の対応の問題であると、そういうふうに大きく分けると言えるということですね。

キツネなんですが、現在、いわゆる病気を持っているキツネの調査というのは、 どういうふうになっているんでしょうか。

副委員長

町民課長。

町民課長

平成12年度におきましては、私どもの方はキツネの検体を4頭出しておりました。 4頭のうち1頭、これは太田八の通で捕獲したキツネですけれども、プラスが出ている、陽性が出ている。で、13年度につきましては、9検体、うちキツネ5、野犬 4体を現在保健所へ送付しておりまして、この本年の5月から6月にかけてこの調査結果が出てくるというような状況でございます。

副委員長

10番。

10番

キツネも野犬も検体として使っているということですね、わかりました。

あと、いずれにしてもキツネそのものも何か一ころよりは大分減っているようで、町の中では余り姿を見かけなくなってきています。私の家の前も、毎日定期行進をしていたキツネがぴたっといなくなってしまったり、そういうような状況です。それで、野犬に関しては、前から問題がはっきりしていますので、これもまた今年はまだそういう話が聞こえてこないようで、去年の掃討作戦が相当に功を奏したのかなというふうに、内心そうであれば大変ありがたいことであるなと思っておりますので、これについても重々怠りなく現地の声に十分耳を傾けながら進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

副委員長

町民課長。

町民課長

ご質問のとおりに、特に昨年は野犬の問題、加えましてキツネで出産時の子牛がやられたということもありましたので、特にその町民の方や子供さん方に危害が加わると大変になりますので、引き続き情報の提供、あるいは巡回の問題、あるいは住民の皆さん方へのPRの問題、この辺をしっかりやっていきたいというふうに思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

副委員長

よろしいですか。

10番

はい。

副委員長

ほか。

進みます。2目健康づくり費。

10番。

10番

先ほどちょっとお聞きしましたら、それはむしろこっちの方がいいのではないかという課長さんからのご指示を賜りましたので、こちらでお聞きするんですが、これも町長の執行方針の中で、子供の心の健康づくりという施策をするんだというふうにおっしゃっておりました。それで、これは子供だけでなくて、どうもその親を含めるというようでありまして、この施策は「健康日本21」の大きな柱の一つになってくるような話が予算説明の中でもあったので、詳しく教えていただきたいんです。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉課 長

今の子供の心の健康づくり対策事業ということで、補助事業を入れて進めると。 この事業を進めるに当たって、非常に難しさがあるわけでございます。実を言いま すと、これはただ子供の心だとか子供だけの健康づくりのみならず、母子の出産母 子の支援も含めて、さらには事業の中でこれはできるかどうか、ちょっと非常に我々も不安を抱いているわけでございますけれども、虐待、いじめ対策事業、さらには先ほど質疑の中で出ておりました育児不安への対応に関すること、それと当然子供の健康づくりに関することすべてが入るわけでございますけれども、特に厚岸町の場合は助産婦も抱えている。それと、子育て支援センターもできてまいる。それと、今までの健康づくりでやってきたこと、新規の事業も含めて進めていかなきゃならない部分が数々ある。結果的には、いろいろな問題として健康づくりの中で、どちらかというと高齢者を含めて進めてきた施策をずっと前倒しした形の中でやっていかなきゃならない。心も含めてというのが、この施策の基本であります。

ですから、私どもといたしましては、この事業――健康づくり計画、子育て計画をつくって矢継ぎ早にこの事業を入れるわけでございますけれども、これを何とかこれからの「健康日本21」、いわゆる子育て支援の計画の第1ステップの心意気で進めていきたいというふうに思っております。

それで、基本的には一部このししゅうきを含めて取り組みをしてきたわけでございますけれども、やはり補助事業を入れてきちんと取り組もうという姿勢をあらわすのが、これからの施策ではないかというふうなことを思いまして、160万という総体事業費でございますけれども、その中で進めてまいる。まずは、それらの保健婦、助産婦を含めての研修をさせなきゃいけませんし、特にこれはこういうことをやるということは、協議会的に児童相談所とかそういうことを含めてつくってまいりたい。これは、教育委員会も入ってもらわなきゃいけないというふうに思っております。

それで、このまず組織をつくり、いわゆる資格者にはきちんとした研修をさせる。 そして、それをできれば虐待ネットワークというんですけれども、ネットワークまで1年間で何とかそこまで持っていきたい、それには保健所の当然協力も得なきゃいけないということになっております。そして、この160万の予算の中には、それらを行うPRを含めて、これは「健康日本」とはちょっと外れるわけでございますけれども、我々の施策としては、その子育てを含めての計画も一緒にやるということの中で、うまくこの予算を使いながら概要版なり、そういうものも整備をさせていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、専門職、助産婦を含めておりますので、それとの保育

現場だとか学校現場、これを何とかその同じ土俵の中でネットワーク的な協議会を 設置して動かしていきたいというのが、この事業の本当のアウトラインなんですけ れども内容になってございます。

副委員長

10番。

10番

今お聞きしていて、すごいことを考えたなというのが私の偽らざる感想なんです。 全国にそこまで考えているところは、例がないと思う。だから、先ほどどなたかが すごい課長だという話がありましたが、私は課長1人じゃなくて、その担当してい る皆さん、チームとしてすごいなと思います。

そのどうすごいかというのは、国は「健康日本21」というのと「健やか親子21」の2本立てなんです。で、相互に関連性をつけていません。で、どちらにも目標値をつくりなさい、現況を判断し、それを分析して何年後にはここまで持っていくという目標数値を出しなさい。それから、ここから手をつけてこういうふうに進めていくんだという、全部今は外国語で言うから僕はようわからんのだけど、早く言えば作業手順をつくりなさい、そういうことを言っていますよね。そして、それぞれの自治体にどんとおろしてきています。何か聞くところによると、今年か来年にはつくらなければならないというふうに法律も変わるらしいです。やってないところは大変だと思うんです。

で、そのときに厚岸町は、2本立てで相互に関連がないんではだめなんだと、これを1本にしなけりゃだめなんだという視点で、これを今一緒にしてしまったわけでしょう。「健康日本21」は生活習慣病が中心です。どちらかというと体の健康と言ったらいいのかな。で、その生まれてから死ぬまでの生活習慣病によって、健康が阻害されていくのを、その日々の生活の中で抑えていきましょうということが中心です。

それから、健やか親子21というのは、生まれてからというとちょっとその前、要するにおなかの中にいるときから大体思春期を越えて青春の入り口ぐらいまでの人を中心にした家庭だけではないんだけれども、その社会、そこの中でのいろいろな心を取り込んだ「心の健康」と言い切っていいのかどうかわからないけれども、そういうものに視点を当てて、健康な生活をつくり上げていきましょうというのが中心のように思われるんです、大体大ざっぱに。違っていたらどんどん訂正してください。

それをいわば生活習慣病を中心にしている「健康日本21」のいわば年齢の輪切りの中に、あなたの今の話を聞いていると、突っ込んでしまったような感じがする。そうすると、恐らく生まれる前から思春期ぐらいまでのところがどんとふえるというような形になる。で、そういうことを全国でやっているという話は、少なくとも私は聞いたことがない。すべての最先端を今走っているというふうに思うんです。これを職員の皆さんだけでもってやっていくとしたら、これはものすごい能力と仕事量をみずから引き受けているんだということで、これは感服いたします。

そこで、1つだけ私の方から逆にちょっと提案をさせていただくんですが、全国に例がないというか、それこそ世界じゅうに例がないということをやって、今日本じゅうで当たり前のことにしたシステムをつくってしまった町というのは幾つかありますよね。その中の1つに旭川の北側に鷹栖町というのがございます。そこでは、ケースマネジメントというものを北欧のどこかで考えられたというような説があるようですが、実施したのはあそこが初めてだと、あそこの人たちは言っているんです。

これはもちろんご存じで、今はケアマネジメントという形でもって介護保険の中に取り入れられてきていますが、お医者さんから看護婦さん、保健婦さん、役場の福祉課の担当者、あるいは町内会の役員、それからその家庭の人まで入って、そして1人の対象者に対してどのような手当ができるかということをみんなで考えて、プログラムをつくっていきましょうという考え方ですね。鷹栖町はそれを実行してきたわけです。

そういうようなものを構築するときに、いろいろ調べたら実は町の人だけでやっていたんではないらしいんです。この福祉の関係の当時における日本の最先端を走っている学者が、この中に入ってきて一緒になってやっているんです。そして、そういう人たちが自分の学説の実験をばあっとしてどんどん成果を得ているというようなことがあります。

この前、私どもの厚生文教常任委員会での視察で出たときに、帯広のそばの幕別 町に行きました、あのときは課長さんも一緒にいらしたんじゃないかと思います。 そこでは、保健婦さんたちが自分たちで設計して総合保健センターをつくりました。 非常に立派なものでした。入り口の雪落としの目皿の形まで自分たちでもって設計 したと言っています。市販品では、車いすの前輪が挟まってしまうんです。それは いいんですけれども、そのときもやっぱり道内のどこかの大学の先生が、びっしり 一緒になって入ってやっているんです。

ですから、こういうものをおやりになるときに、ご自分たちでどんどん進めていくのは大いに結構だし、またそういうふうに進められてここまでこぎつけていらっしゃることに対しては、大変に私は敬意を表すると、その上で申し上げるんだけれども、もう一歩進めていくためには、やっぱりそういう専門家も仲間に引き込むというようなことも、これからはお考えになっていく時期に来ているんじゃないかというような気もいたしまして、この点はどのようなお考えがあるかと、ちょっとひとつ思いつきで申しわけないんですが、そういうことを言わせてもらいますけれどもいかがでしょうか。

副委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

私の言っていることですと大き過ぎたのかもしれませんけれども、一歩一歩これはやっていかなきゃならないというふうに思っております。ただ、いろいろな意味で専門家の意見、これは必要だというふうに思いますし、この中でいろいろな我々は学習会と称し、先生方を招致しながらいろいろなこの環境をつくってまいっているんでございますけれども、特に我々を含めて心のケアとかいう部分について、保健婦自体も助産婦自体も今までの経験則の中でしかございませんし、精神的なものを持っているかというと、そこは勉強している方もおりますけれども、そういうものを取り入れる手段というんですか、こういう事業がありますから、事業の中で何とかそういう取り組めるものは取り組みながら、そういう事時家の意見が反映できて、この町に合えるものがつくっていけるのなら、そういうふうなことをしていきたいと思います。

副委員長

休憩に入ります。40分まで。

休憩時刻15時10分

委員長

委員会を再開します。

再開時刻15時40分

2目健康づくり費、他に。

10番。

10番

健康づくりの一般的な問題としてお聞きするんですが、たばこの問題です。それで、たばこって何ですかという話なんです。わかっているじゃないかと、自動販売機でもって何百円が入れるとぽんと出るあれだということなんですが、そういう意

味ではなくて、精神衛生学とかそっちの方の専門家の間では、現在あれは麻薬だということになっておりますね。依存性が高いし嗜癖というのか、やめられないということです。それが強いものであって、なおかつ体の統合的な状態を壊す、いわゆる体に悪い物質が含まれているものというような形で定義されているようです。正確な定義はわかりませんが。

それで、これはある学者が書いていますが、今から30年も前からごく一般人の目につくところで書いているんですが、コロンブスが今の時代にタイムスリップをしてきて、いわゆる大西洋を横断して向こう側の国を発見したというコロンブスですが、コロンブスがヨーロッパにもたらしたものは、プラスの面ではいろいろと向こうの方に夢の国がある、ジパングがあるということをヨーロッパの人たちに教えたというだけではなくて、持ち帰ったお土産の中に2つありました。1つがたばこで、もう一つが梅毒です。で、両方とも1492年に発見したんだそうですから、1500年ぐらいにはヨーロッパに持ち帰っているんでしょうけれども、1600年の関が原の戦いのときには、あの戦国武将の中に梅毒の患者が既にいましたし、それからたばこも既にそのときに飲まれているわけで、100年かからないでかの我がジパングにまで伝わってきたと、これは余計な話です。

それで、以来、日本でもずっとたばこは愛用されて今日に来ているわけですから、これは抜きがたいものがあるんですけれども、今も言ったように、たばこというものはまず吸っている方が麻薬中毒になるということなんです。それで、先ほどのコロンブスの話に戻りますが、コロンブスが今出てきまして、その西インド諸島からたばこを持ってきて、その時代ヨーロッパやそういう先進国にこういうものがありますよ、おもしろいものですとして出したら、即各国政府はこれを麻薬に指定して禁止するであろうと、マリファナなんかよりははるかに毒性が強いということは、これは専門家の間では1つの通説になっております。ただ、今も言ったように、時代は1500年ころでしたから、それから何年になりますか、今は五、六百年になるんですか、そういう時代ですから、その間ずっと来ているわけで、たばこだけは麻薬取締法の対象にはなっていないということなんです。そういうものであるということは、やはりきちんと認識すべきだと思うんです。

それで、たばこの健康被害ということで、何が一番……先ほどの「健康日本21」 に戻って話をしたいんですが、この「健康日本21」の厚岸版、そのすこやか親子も 含んでなんです。その中の大きな柱がたばこです。喫煙ということです。それで、たばこの一番の問題は簡単に言うと喫煙が低年齢化していっていると、中学に入ったときにたばこをやめたんですよなんていうことが冗談として言えない時代に今は入ってきているわけです。小学生がたばこを吸ってみたりするようなことが現実に起きるわけですけれども、それは表に出てくる我々がぱっと目につくところでして、もっと深刻な問題があります。それは、妊娠の可能性がある女性がたばこを吸っているんです。それで、「あ、子供ができた」というんでたばこをやめるんです。だけども、子供ができたとわかるのは、受精をしてから早くても3週間ぐらいたってからなんです。割と気がつかない人は、3カ月ぐらいたってから気がつく人もいるそうですが、そうすると、その間吸っているわけです。すると、受精発生という一番これからの一生を決定する最も不安定で、最もこれからいろいろ影響を及ぼす時期に、そういうものに一番害のある物質をどんどんと取り込んでいるそこに赤ちゃんがいるわけです。

それから、胎児なんかの写真では、たばこを母親が吸うと、その母体内の胎児が苦しがって動くというような、これはよくたばこキャンペーンとか、そういうようなときにやられますね。と、べらべら私だけがしゃべっていてもしょうがないんですが、そういうことに「健康日本21」を進める担当者としては、このたばこというのをどういうふうに評価し、どういうふうにこのたばこというものを取り扱おうとしているのか、どういうふうに見ているかということをごく簡単にかいつまんでお聞かせいただきたい。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

「健康日本21」の中で喫煙、たばこ問題、これは「健康日本21」をつくるからどうのこうのという問題では私はないというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても、たばこというのは、要するに 4,000種類以上の化学物質、また 200種類以上の有害な物質が含まれているものなんだということなんです。ただ、これを町民がいかに理解するかということは、これからのやっぱり我々の啓蒙普及にかかっているのかというふうに思いますけれども、それによっていずれにいたしましても、喫煙関係の疾患が、飲んでいる人と飲んでいない人、さらにはその副流煙というんですか、地域に影響を与えるというんですか、吸っている周りの人の影響が副流煙の害の方が多いというふうに今言われています。タール、一酸化炭素、ニコチ

ンの関係がございますけれども、それによっていろいろな疾病が起きる。特に、心筋梗塞、狭心症が代表的な例なんですけれども、吸っている人についてはそういう のが起きる。

それともう一つは、今ご指摘のように、妊娠中の母親の喫煙は幼児の知能の低下をもたらすということが大きく言われております。当然、低出産児体重の危険度が、正直言って妊婦の吸っている人、吸わない人、夫が吸う、吸わないによって、妊婦が吸わないで夫が吸って 1.6倍。あくまでデータでございます。さらには、妊婦が吸って夫が吸う 2.8倍にもなるということであります。それともう一つは、乳幼児の突然死症候群というのもあるんですけれども、これらにも影響が、これはデータでそう出たわけでございますけれども、いずれにしても 4.7倍という率が上がっているというデータ結果もありますし、妊娠中の喫煙と子供、これは自立者の知能と身長との関係についても影響があらわれている。また、要するに家族の喫煙と子供の尿中のニコチン量というんですか、それらによっての疾病、平たく言うとたんが詰まるというんですか、たんせきのリスクも要するに高いというふうに言われておりまして、非常にこの健康づくりに対しては阻害要因というふうにとらえざるを得ないのかと我々は思っております。

そんな中で、我々もこのたばこの吸っている状況、 407人なんですけれどもデータをとることができました。これがすべてだというふうには思いませんけれども、ただ厚岸町の状況を含めて、管内は意外と吸っている方が多いです。道内とか全道的数値からすると、やっぱり高い、それと女性の喫煙率が前のいろいろな方々の話からも出てましたけれども高いという状況があらわれています。ですから、そういうことから考えて、それとまた未成年の喫煙についても「健康日本21」には出ているんですけれども、この調査に当たっては我々は正直申し上げましてできませんでした。中学生や高校生に「あなたは吸っていますか」ということを聞くわけですから、そういうわけには、我々もいろいろデータを調査するときにできなかった。ですけれども、「過去において吸っていましたか」という、要するに学校時代というんですか、という調査の中にも男性が60.4%、女性が28.6%、こういう18歳未満の中で、たばこを吸っていたというデータもとらまえておりますし、さらにはその吸っていた歴史なんですけれども、13歳未満という方が11人おられた。それと16歳未満では25人、さらには18歳未満で53人と、これは今吸っている方のあくまでアンケ

ートであります。

そんな中で、これからの健康づくりの中でのキーワードというんですかポイントには、厚岸町として健康づくりの施策を今総花的につくりたいと思います。総花的と言ったら怒られますけれども、指針をつくりたいと思います。その中で、それをもとに何をやるかという指針の中に、1つはこのたばこという問題がクローズアップされるのではないかと、今分析作業中ですけれども、3つぐらいそういうポイントを絞って、健康づくりに全課、全町民を挙げてやっていくことを考えていきたいというふうに思っております。

委員長

10番。

10番

わかりました。非常に問題点をきちんとつかんで進められていると思います。

今、副流煙の話が出ましたけれども、副流煙というのは煙と書くものですから、目に見える煙を我々は意識するんですが、実は今言った心筋梗塞をはじめとする心臓疾患を周りの人たちに与える副流煙というのは、目に見えないようです。今の話を聞いていて、私も非常に心臓が弱いので、あそこのたばこを吸っているそばには行かない方がいいと思ったんですけれども。それで分煙ということを厚岸町の庁舎もとりました。分煙的施策をおとりになってそれなりに効果を上げていらっしゃる。ただ、これも専門家に言わせると、厚岸町のやり方は決して分煙ではないんです。たばこを吸う場所を決めただけです。何となれば、あのそばに行くとぷっとにおいます。あのぷっとしたにおいが、まさにこの副流煙なんです。それで、周りの人たちに健康被害を十分に与えている形で、今はたばこの喫煙所をつくってあるということなわけです。きちんとした分煙ということになりますと、空気を完全に遮断しなければなりません。そこまではできていないと、しかしそれでも野放しという言い方はおかしいですが、どこでも吸えた時代から、このように変えたということは、非常に大きな前進だろうと私は評価しているんです。

それで、まずその分煙についてちょっとお聞きするんですが、病院ではたばこの 喫煙に関しては、職員、患者、医師すべてを含めてですが、どういう対策をとって おいででしょうか。学校ではいかがでしょうか。

それから、これはISOなんかの問題のときにも、そういう話がよく出てくるんですが、職員が町の基本施策を行うに対して、どういう意識を持って日々の行動を含めて対処するかということは、その施策がより効果的に前進するかどうかの決め

手であるというふうに言われております。悪く言うと、その意味で非常に言葉が悪いんで申しわけないんだけれども、厚岸町の職員というのは、厚岸町の施策のいわば宣伝マンでもあるわけです。そういう観点から先ほどお聞きしましたところ、公用車での禁煙というのは全く考慮されてないようですが、今後においてこういう問題をどうとらえようと考えていらっしゃるのか、この点についてまずお聞きします。

委員長

病院事務長。

病 院 事務長 病院の喫煙の関係でございますけれども、一般の外来等、待合室、事務もそうでございますけれども、待合室にいた人は、喫煙室を別に設けて待合室では飲まないようにしております。また、詰所の方では2階、3階に詰所がございますけれども、一般患者には別の喫煙室がございますので、そこで吸っていただいていると。また、詰所の看護婦さんにつきましては、詰所の中で空気清浄機等を設けて、そこで吸っていただいているということでございます。事務については、別に排煙機械を設けまして、そこで吸っていただくようにしております。

以上であります。

委 員 長

教育委員会管理課長。

教 委 管理課長 学校関係でお答えいたしたいと思います。学校の場合は教職員が対象になるわけでございますけれども、現在、学校の中にいわゆる当初から喫煙所として区画して整備されているところは床潭小学校1校でございます。そのほか12校中床潭小学校のほか5校におきましては、一応喫煙する場所という部分、これは換気扇のついている部屋でございますけれども、あるいは空気清浄機を置いたりというような形で、喫煙する場所を指定して、そちらの方で行っておるという状況でございます。その他の学校については、完全な分煙対策というような部分については、残念ながらまだ実施されてございません。そのような状況でございます。

委員長

管理課長。

管理課長

公用車での喫煙の関係ですけれども、実は昨日公用車の清掃の関係でもご質問をいただいて、早速、空き缶を含めてたばこの灰皿のごみの関係もございまして、これは大変質問者に申しわけなかったんですけれども、すぐ戻って冗談で担当の方に、公用車の灰皿は結構においがするし取ってしまおうかというようなことで、ちょっと冗談で言ったことも、昨日そういう事実もあったんですけれども、いずれにしましても、確かに公用車をあけると、特に私もたばこを吸わなくなってから約6年ぐ

らいたつものですから、やはり結構気になることは事実です。それで、当然吸わない人も公用車を運転するわけですから、今具体的にどうこうしろということは考えておりませんけれども、当然、職員の健康の問題でございますので、労働安全衛生委員会の中で検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

10番。

10番

まず、公用車から先に。公用車が汚れる、職員の健康の問題だ、そういうレベルだけからでは、恐らく前へ進まないと思います。だって、吸う人の権利だってあるんだもの、あめ玉をしゃぶる人だっているんだからというような話で終わるんです。そうじゃなくて、今その「健康日本21」というような施策が立ち上がります。これは、前にも議会で私は申し上げましたら、町長はこれは全課、全職員挙げて進めなきゃならない根本施策だということをおっしゃってくださいまして、私も非常に意を強くしております。そういう施策を進める上において、町の公用車ではすぱすぱたばこを吸っていると、そして町民の皆さんにはたばこはやめましょうということにはならないんでしょうという意識をやはり持つべきだということなんです。そういう点からきちんとご検討いただきたいと、これは切にお願いする次第でございます。

病院なんですが、先ほどのご答弁はちょっとよく聞こえなかったんで、もう一度 具体的にお聞きしますが、医師は病院の中でたばこを吸っていますか。看護婦さん はたばこを吸っていますか。他の職員の皆さんはどうですか。それから、患者に対 する対策はどのようになっていますか。入院患者と外来患者です。それらについて、 きちんきちんとしたこの基準がありますか、そういうことを聞いているんです。

なお、参考までに申し上げますが、これは千葉県のカミド総合病院とかというところの、これは呼吸器系の有名な先生のようですが、たばこの害について何か本を書いています。ここの情報館にも入っているようですが、ここでは「病院の中で喫煙を認めること自身がとんでもない間違いだ」と、そういうことを言っています。で、大変失礼な物言いで悪いんですけれども、患者さんの前へくわえたばこで来るうなお医者さんや看護婦さんは、少なくとも町立病院には1人もいません。これは、私も保証します。ここは、そんな病院じゃありません。だけども、「どうですか今日のぐあいは」と入院患者に入ってくるときに、やに臭い息を吹きかける方がいら

っしゃるという話はよく耳にいたします。で、お医者さんの中には、医療従事者が たばこを吸っているということ自身が、大変な問題だということをおっしゃる方は、 今言ったようにたくさんいらっしゃるということです。そういう意識のもとから、 病院では物を考えているのかどうかと聞いているわけです。

それから、病院の分煙についてですが、今お聞きしていると、空気清浄機のある ところではという言い方をしていたんですが、これは分煙ではないです。今言った ように副流煙に対しては無力ですから、その点を重ねてお聞きいたします。

それから学校です。大変に意識が低いです。今の時代に分煙的措置の1つも行っていないということが、教育者として許されるのかという意識を持つべきだと思います。今日も、実は私の娘がちょっと風邪を引いてぐあいが悪いんで、学校まで自動車で送っていきました。自動車でもって学校の先生とすれ違いましたが、くわえたばこで運転をしてらっしゃいました。そういうのを子供たちは見ているわけです。そして、子供には二十歳までたばこを吸んじゃないよというその指導が、どの程度効果があるかということにもなります。その点で、教育委員会はこういう問題をどのようにとらえていらっしゃるのか、重ねてお答えいただきたい。

委員長

保健福祉 課 長

保健福祉課長。

今のたばこの問題でのご質問でございますけれども、いずれにいたしましても、健康づくりの計画とかかわりますので、私の方からお話をさせていただきたいと思います。若干この計画づくりはおくれておりますけれども、いずれにいたしましても、平成12年度中に指針をまとめ、具体的なワークシートというんですか、進め方を持っていきたいというふうに思っています。その中で、厚岸町役場先導的事業所というんですか、健康づくりを進める上での大きな事業所でございますので、その中の項目として当然、浮かび上がるであろうというふうに私どもは思っておりますけれども、その中できちんとした対応をとってまいりたい。さらには、地域に向けてこのたばこの問題というのは、データ的に見ますと大きなウエートがあるというふうに思いますので、スモーカライザーという機械がございますけれども、各事業所を含めて、厚岸町役場は調査をちょっとやってみたんでございますけれども、大きな土現さんだとか、大きな事業所さんに、うちのスタッフを含めて、そういうものを持ち込んで、簡単にできる検査、調査でございますので、そんなことをやりながら、お宅の事務室はこういう状況になっていますよという実態の把握を進めなが

ら、当然、厚岸町役場の取り組みを含め、公用車ということのみならず、どうやっていかなきゃならないかということをきちんとまとめ上げていくスタートにしたいと思いますので、ご理解を願いたい。個々の部分で公用車はどうなのかといことも含め、全庁的な取り組みとして、私たち事務局でございますので、そういう形の中で協力実施機関を含めてお願いしてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

病院事務長。

この喫煙の関係でございますけれども、職員の喫煙状況でございますけれども、 今医師は5名おりますけれども、1人は吸う先生がいらっしゃいます。それと、看 護師さんは43名いらっしゃいますけれども、3割ぐらい吸っている方がいらっしゃ るのか、そんな状況かと思います。あと事務の中にも三、四名いらっしゃいますし、 ほかのセクションの方にも、各部署に一、二名はいるような状況でございます。

それで、病院の運営会議でございまして、その中でもできるだけ、これは病院というところは患者さんが当然治療に来る場所でございますし、この疾病患者というのは、やっぱり特にたばこは害があるわけでございますから、そういう施設である職員が極力禁煙に向けてということで話はしてございますけれども、なかなか難しい面もあるわけでございます。そういう面は、今後ともやはりそういう施設であるということを認識を改めて、できるだけ禁煙に向けていきたいと考えてございます。

また、喫煙の場所等でございますけれども、もちろん患者さんの前とか外来で吸うわけにいかないわけでございまして、当然事務室には分煙機の設置、また外来では待合室には別に喫煙室を設けてございますし、また2階、3階にも先ほどおっしゃいましたように、それぞれ喫煙室を設けてございます。また、詰所でございますけれども、詰所からその病棟の喫煙室まで行くとなれば、大変あけるわけにいかないというか、そういういろいろ看護婦さんの事情もあるようで、去年でございますけれども、空気清浄機を部屋に入れて、なるべくそこで吸っていただくような配慮もしているわけでございます。いずれにいたしましても、やはり先ほど保健福祉課長の話がありましたように、たばこというものはかなり害のあるものと位置づけられておりますので、病院といたしましても、そういう認識を新たに職員一丸となって取り組みをしていきたいと、こう考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

委員長

教育長。

教育長

学校の状況ですけれども、1つには教員の約30%程度が喫煙をされているという ふうに押さえております。子供の禁煙教育をしていく上で望ましい姿ではないというのが1つあります。それは、子供たちは当然、職員室に入ってくるわけですから、休み時間に職員室に入ってきたときに変な話ですが、もんもんと煙がたなびいているというふうな状況の中で、たばこが体に悪いというのは非常に説得力がない話であろうというふうに思います。その中で、できるだけ分煙、しかも子供たちの見えないところで少なくとも吸う。あるいは、若い女性の先生たちも多いわけですから、いろいろな健康問題、自分が気をつけていてもそういう環境では維持できないというふうなことにも当然なっていくわけですから、同じ職員室内でそのまま吸っているという状態は、何とか解消できるように、あるいは換気扇、その他の場所的な部分も自席で吸わないような形での措置をできるだけとれるように配慮してまいりたいと、かように考えております。

委員長

10番。

10番

今ここでたってお聞きしようとしたことを斉藤課長が先取りしてご答弁くだすったのであえて申しませんが、それぞれの特に今学校とか病院とかというのは、先端を走ってほしい、それだけの役割を担っている町内の機関だと思いますので、何かそこだけをやり玉に上げるような言い方に聞こえると、これは本意ではありませんけれども、特にお願いしたいということなんです。

それから、公用車については、そういう走る広告塔と言ってもいいような役割も 担っていますから、そういう点で考えていただきたいということでした。

それで、最後に今度は町の収支の問題でちょっとお聞きしますけれども、ぐあいの悪い人、健康を害する人がたくさん出るというと、町の持ち出しが多くなるんです。みんなが健康でいてくれて、医療機関にもあんまりかからないし薬もあんまり飲まないでいてくれると、町の持ち出しは少なくて済むんです。それから、個人レベルで言っても非常に快適な生活が送れるわけです。お医者さんにかかった方が快適だというのは、よほど特殊な場合ですから、そういう意味でたばこによって自治体は収益を得る仕掛けになっています。午前中もちょっとそんな話が出てましたけれども、それとたばこがそこで消費される量によって収益はふえます。よそで買ってきてここで飲むのが全部ということになれば別でしょうけれども、大体比例する

でしょう。

それと、健康被害がそれによって増加することにより、国保をはじめとして病院側の持ち出しはいろいろなものがあるんでしょうけれども、健康被害のために厚岸町で言うならば厚岸町の持ち出すお金がふえますね。その収支バランスを1つの自治体だったか幾つかの自治体だったかちょっと忘れたんですが、それをモデルにしてとったそういう研究例がありましたよね。昔、たしか課長のところでそんな話を聞いた気がするので、もしお手元に資料がありましたら、今そのご報告をいただきたい。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

その部分の資料を今ちょっと持ち合わせてないんですけれども、申しわけございませんけれども……

10番

概略で結構です。資料が全くないんですか。

保健福祉 課 長 委 員 長 ちょっとここに用意してきてないので、申しわけございません。

10番。

10番

時間をとりますからいいです。今お手元に資料がないということで正確な数字が 出ない。私も、ちょっと今資料が探してみたんですけれどもないものですから、お 聞きすればすぐ出るだろうと思ったんで残念です。ただ、ちょっと何か私と課長が すり合わせて物を言っているわけでは決してないんであれなんですけれども、その 相関関係はきちっと出ていると、そして健康被害費用の方が上回っていくというこ とについては、間違いありませんね。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉 課 長

これは、何回か講演会とかを開催しておりまして、その講演会のデータをちょっと持ってきてないんですけれども、それは相関関係において、このたばこの売り上げというんですか、収益を含めての部分と、それを吸わないで健康を保つことによっていく部分の相関関係というのは、大きくこのリスク管理を含めて、そちらの方が数段、数字的に上回っているということのデータが出ているのは認識しております。

委員長

10番。

10番

最後に町長に申し上げます。以上のような話なんです。ですから、たばこ地方税 によって収入が上がるんだという部分だけを見て、だからたばこを買ってほしいん だと、地元の人がたばこを買った場合には、まず 100%とは言わないけれども、ほとんど地元の人が飲んでいるわけです。そうすると、その地元の人が飲むことによる健康被害の修復のための費用、町の持ち出しはふえていくんです。そうすると、たばこがたくさん売れると、実はプラス、マイナスで町の持ち出しの方がふえるという数字が出ているんです。そういうことも十分ご勘案いただいて、収支を含めた総合的な中でたばこも考えていただきたい。

ただ、これがよしんば収入がもしふえたとしても、だからお吸いなさいということにはならないと思います。たばこについては、これだけ今健康被害とかいろいるな問題が明確になってきているわけです。しかも、厚岸町の町民が1日でも長い時間、健康で充実した人生を送ってもらいたいと、そのために行政としてもできるたけのことをいたしましょうということで、全国でもちょっと例のないような総合的な町民みんなが健康で充実した生活を送りましょうという施策を根本的な、いわゆる若狭町政の大目玉として進めようとして、今それが立ち上がろうとしているわけですから、そういう中でこの問題について町長のお考えをお聞きしたい、こういうふうに思います。

委員長

町長。

町 長

たばこを吸う人はご承知のことと思います。たばこのケースには、「健康のためにたばこを吸い過ぎないでください」と、こういうことを書いて売るというのはどういうことでありましょうか。やはり、室崎委員から指摘もありました。さらには、また課長からも答弁をいたしました。それなりの害があるからこそ、あえてそれを書かなければならない、そういうことであろうと思うわけであります。やはり、自分の健康は自分で守る、自分でつくる、これが基本であります。しかしながら、加えて地域で個人の健康を守ってやるという環境整備も大事なことであります。そこにこそ今論議いたしております21世紀厚岸町健康づくりがあるということでご理解賜りたいと思いますので、今いろいろと指摘のありましたことについても、十分に心得てすばらしい21世紀厚岸町健康づくりを推進してまいりたいと、かように思いますのでご理解を賜りたいと存じます。

10番

はい、結構です。

委員長

よろしいですか。他にありませんか。

なければ進みます。3目墓地火葬場費。

11番。

11 番 今回、斎場の改修事業を行うわけですが、ポーチスロープ、屋上の防水、外壁改修、それから1号炉、2号炉の伝達装置の改修ということになっているんですが、このポーチスロープというのは、玄関から入るところにスロープをつけるということなんでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 ポーチスロープの件についてお答え申し上げます。

厚生文教委員会の中でもご指摘いただきましたように、何度かの地震等によりまして段差ができて、実際には車いすの方が、このスロープを使って斎場に入るという今は状況になっておりません。それで、そういうご指摘をいただきまして、早急にとりかかるべく工事内容でありますけれども、こういった身障者の方がこのスロープを使って車いすで斎場に入ってもらうような工事内容であります。ちなみに、このスロープができるまで今は木製ので仮のをつけ出しておりますけれども、この工事によりまして、大変長い間、そのままになっていた身障者の皆さん方のスロープが完成するということになる工事でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 11番。

11 番 わかりました。あともう一つ火葬場でお願いしたいというのは、トイレの問題だ と思うんですが、現在のトイレはどのようになっていますか。

委員長 町民課長。

町民課長 これも厚生文教委員会の中でご指摘をいただきまして、平成13年度で女子トイレ の洋式化を1つさせてもらいました。で、あと残るのは男性の方でありますけれど も、今年度はご案内のように、今 1,300万程度で当面急がれますこれらの工事にか かりますので、その後、男子のトイレについても早急に洋式に取りかえてまいりた いと、そのように思っております。

委員長 11番。

11 番 現在の身障者は使えるようになっているんでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 大変残念ですけれども、身障者用のトイレの整備についてはございません。

委員長 11番。

11番

そちらの方に改修しようという考えはないんでしょうか。やはり、このごろ利用されている方に話を聞きますと、非常に要望が強いんです。このスロープを何とかしてほしいというのと、実際にトイレが大変だというふうに聞いているんですが、それについてぜひ進めていただきたいというふうに考えているんですが、そういう考えで進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

町民課長。

町民課長

技術的なことはちょっとわかりませんので、十分なお答えにならないかもしれませんけれども、スペースの問題が1つあろうかなと思います。そのためには、少し増築をしなければならないのか、ちょっと技術的なことがわかりませんので、申しわけないんですけれども、いずれにしましても、仏つくって魂入れずというふうになってしまっては何もなりませんので、私の方の担当課としては、年々高齢化になってまいりますから、そういった意味ではご質問のとおりにスロープもつける、そのためにきちっとしたトイレの対策もするということにしていきたいというふうに思いますけれども、全体的な財政的な問題もあるというふうに思いますので、その辺はこれから関係部局とも相談をしながらご質問の要望にこたえていけるような取り組みを進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

11番。

11 番

この身障者の方々のための施設というのは、年齢だけでないんです。逆に必要なのは、若い人たちなんです。人の手をかりないで、自分ですべてができるようにしたいというのが、本当に切実な願いなんです。お年寄りの方々は、ある意味では自分で納得してしまって、すべて介助をしてもらってやると、物事を進めていくということにある意味では納得しているんですけれども、実際に若いそういう障害を持っている人たちは、自分でそれを行っていきたいわけです。そうすると、そういうことがきちんとなっていないと大変苦痛になるわけです。そういうことからすると、やはり身障者の人が安心して使えるような施設に持っていってほしいというのが願いなんですが、いかがでしょうか。

委員長

町民課長。

町民課長

ご質問者の言われるとおりでございまして、そういった方向で実現できるように 担当として積極的に取り組んでまいりたい。その実現化がいつになるか、ちょっと 今もちろん明言できませんけれども、そういったご指摘をしっかり受けまして検討 させていただきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

11 番 はい、いいです。

委員長 よろしいですか。他にありませんか。

なければ進みます。

4目水道費、5目病院費、6目乳幼児医療費。2項環境政策費、1目環境対策費。 10番。

10番 今年の水質汚濁防止対策協議会石けん購入分助成というのが58万となっていますが、これは補正の方で聞けばよかったんですが、本年度の数字は出ましたか。

委員長 環境政策課長。

環境政策課 長

石けんの関係についてお答えをさせていただきます。

この石けんの売り上げ助成の関係につきましては、3月の段階ではまだはっきりした精算が出ておらないという状況の中で補正をさせていただきました。それで、10月から12月までの実績が出ているわけでありますが、12月までは補助金で43万1,000円ほどになっております。それで、この数字につきましては、前年度同期に比較しますと57%ふえていると、それで前年度の予測でこれから3月までの分を予測をしますと、最終的には39%くらいになるだろうと、五十六、七万になるだろうというふうに見ております。

したがいまして、今回の新年度予算では58万円という同程度の部分で見込ませて いただいたと、そういう状況であります。

委員長 10番。

1.0

番 済みませんが、補助金と総売り上げが出ますね、それが去年の場合と今年は今の推計値でいいですから、それを3月末でどうなるか、それも一緒に教えてください。それから、今、五十六、七万になるという話でしたが、去年はこれが幾らだったのか――去年の3月では五十六、七万というのが、39%落としたぐらいだというとどのぐらいになるのか。ちょっとそこのところを教えてください。

委員長 環境政策課長。

環境政策 課 長

ちょっと済みませんけれども、補助金の部分だけを予測をしておりまして、そちらの方までは計算しておりませんので申しわけありませんけれども。それで昨年の最終的な数字につきましては、総販売額が 139万 2,000円になっております。これ

は、平成12年度に比較しまして若干同じくらいと、 0.7%ほど低いという数字でと どまっております。申しわけありませんけれども、12月までの総売り上げについて は出ておるんですけれども、3月までの3カ月については計算されてないというこ とでご理解いただきたい。

委員長

10番。

10番

大体これに40%ぐらい上乗せすると似たような数字に、補助金と比例しているんだから大体今回の締めたときの数字が予測されるということでしょう。それで、ずっとここ数年大体 140万前後で来ているんです。それがここに来てぽんと上がった理由、担当者が一生懸命に努力したからだということになるんだろうと思うんだけれども、それはどういうわけですか。

委員長

環境政策課長。

環境政策 課 長

平成13年度におきまして増加をしたというその現象の要因といたしまして、昨年の3月にこの補助の対象範囲を拡大をしたと、今までは台所石けんと浴用石けんといったものだけを対象としていたところですけれども、昨年の3月からは石けんと同程度の規格のものを当担当の方で指定をしてリストアップをしていきまして、50種類くらいのものに種類を拡大していったと。結果、そういった石けん以外の部分についても、相当拡大をしていったというのが状況であります。

委員長

10番。

10番

ちょっと今の答弁では誤解を招くと思うので、私の方で知っている話も含めても う一度言いますが、石けんから石けん以外のものに拡大したんではないでしょう。 石けんですよ、ここの対象の助成はどこまでも石けんです。ただ、家庭用品品質表 示法に規定されている、今あなたは浴用と言ったけれども、浴用石けんは家庭用品 品質表示法では規定をされてないんですよ。あれは体に当たるものですから、薬事 法の問題になるんです。それで、要するに家庭用品品質表示法にいうところの洗濯 用と食器洗い用、これだけでは余りにも窮屈なので、あとは厚岸町の判断でもって 広げたわけです。そして、石けん全般に及んだと、そのためにこれだけふえたとい う話なんでしょう、今のお話は。それならわかります。

やはり随分と効果があるものだなと改めて関心いたしました。で、そういうふう に進めていく担当者の仕事というものは、つまりそれだけ仕事量もふえますし、ま た販売店の方でのご協力も、手間というかそれも大変だと思うんです。そういうも のを進めていただいているんで非常にいいなと思いまして、これはどんどん進めて いただきたい。

それから、次に環境マネジメントシステムということで、今回これも町長の執行 方針に出てきていましたけれども、エコライフ事業というものを行うと。ある意味 で実験的な事業ということになるんでしょうか。それで、買い物袋持参モニター事 業というのを行うということで、これに幾らつくのか、ちょっとそのあたりも教え ていただきたいんです。で、このエコライフ事業というのは、その買い物袋持参モニターをつくりますということだけなのか、それとももっと広いものなのかを含め て、このエコライフ事業として改めて今動き出したこれについて説明をしてください。

委員長

環境政策課長。

環境政策 課 長

この環境につきましては、私たちが普段から生活をしている、これが非常に環境に負荷を与える大量消費で大量廃棄ということに現在なっているわけでありますが、そういったものを身近な部分から見直そうということで、こういったエコライフ事業として、今回ここへ計上させていただきましたのは、買い物エコ袋というか、これはペットボトルの再生品でありまして、これを持って商店へ行きまして、普通のレジ袋をお断りをして、それで商品を入れて何度も使うというものでありまして、今回このレジ袋は一応モニターを150名ほどお願いをいたしまして、それぞれこのアンケート調査だとか、このエコ袋を配布しまして、これを使って有効に活用して、どのくらいその廃棄物を減らすことができたのかと、こういったモニターをしていただくというのが全体的な内容であります。特に、この協力をいただくのは、消費者協議会ができましたんで、そういった方々、それから一般の公募をいただいて、そういった中で150人程度というふうに予定をしているところであります。

10番

はい、結構です。

委員長

他にありませんか。

なければ進みます。

2目水鳥観察館運営費、3目廃棄物対策費、4目ごみ処理費、5目し尿処理費。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、2 目農業振興費、3 目畜産業費、4 目農道費、5 目農地費。

6目牧野管理費、7目農業施設費。

7番。

7 番

農業施設費の中で、火災保険料の関係ですけれども、過去3年は65万から69万と 掛金になっておりますけれども、14年度は31万ということで減額になっております ので、この内容をちょっとお願いしたいと思います。

委員長

農政課長。

農政課長

お答え申し上げます。

施設の火災保険料につきましては、本年度財政全般の方針として、例年の2分の 1だけ予算計上するということにしましたので、減額となったものであります。

委員長

7番。

7 番

例年の2分の1ということですか、どうしてこういうことになったんでしょうか。

委員長

管理課長。

管理課長

町有財産の特に建物災害の加入の保険料の関係ですけれども、ただいま農政課長の方から申し上げましたように、財政的な基本方針もございまして、全体的に2分の1にしたということでございまして、農業施設以外でも、例えば私ども管理課で所管しているいろいろな建物がございますけれども、それらも含めて2分の1にしたということでございます。それで、いわゆる加入率が2分の1ということになりますので、従来は加入率100%ということでしたけれども、加入率50%というような形になります。

委員長

7番。

7 番

ちょっと聞き漏れたんですけれども、全般の建物が全部こういうことになったんですか。 農業関係だけがこうなったということですか。

委員長

管理課長。

管理課長

農業関係だけではなくて、例えば町営住宅であるとか、それから職員住宅もございますし、それから学校、それからキノコの生産者住宅、それから例えば公園にある便所一つ一つも全部保険に入りますけれども、それら農業だけでなく、そういういろかる建物、これらが50%になったということでございます。

委員長

7番。

7 番

今までは満度だと、 100%だということでかかってきたんですけれども、急にこういう半分くらいになって、財産の管理といたしまして、万が一のときにこれでよいのかという考え方を持ちますけれども、その辺はどうでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

休憩時刻16時41分

委員長

再開します。

再開時刻16時45分

管理課長。

管理課長

大変申しわけございません。火災保険料に関しては、毎年約 1,000万近い金額が支払われていくわけですけれども、当然、建物を建てたらどんどん、どんどん年数が経過していくわけですけれども、それでそれに対して、それが万一火災でなくなったとした場合、それを建てかえるのに、例えば保険料を 100%仮に払っていても、年数によって例えば建てた当時 1,000万で建てても、 100%それに対して保険金をかけても 1,000万は出るんだけれども、今それを建てようとしたら 2,000万かかりますよという場合に、年数が古くなってくるとそれだけ出ないということなんです。そうすると、 100%保険をかけてでも意味がないとは言いませんけれども、そういうような状態になりますので、50掛けておけばいいだろうというようなことでございます。

委員長

7番。

7 番

これは掛け捨てですね。

委員長

管理課長。

管理課長

掛け捨てでございます。

委員長

7番。

7 番

管理する方で、これで万が一の話はわかりました。これでいいということになれば仕方がないと思いますけれども、去年までこれだけの掛金でかけてきて、14年に一遍に半分くらいになったから一体どうなったのかという考えは持っていましたもので、その点、保険の方に僕もあんまり詳しくないですけれども、そういうことでできるということになればよろしいと思います。

委員長

最終的な考え方、管理課長。

管理課長

財産管理をする上では、当然火災等そういう財産をなくするような火災等を特に 気をつけて管理しなければならないと思いますので、こういう保険を使わずに済む ようなきちっとした管理を当然していかなければならないというふうに考えており ますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

他にありませんか。

なければ進みます。

8目農業水道費。

6番。

6 番 この有収率はどのぐらいですか。

委員長 水道課長。

水道課長 有収率につきましては73%ほどでございます。

委員長 6番。

6 番 ずっと低くなっているんですか、横ばいですか、その辺どうなんですか。

委員長 水道課長。

水道課長 今のところ、横ばいでございます。

委員長 いいですか。他にありませんか。

なければ進みます。9目堆肥センター費。

8番。

8 番

ここでちょっとお聞きしたいんですけれども、私はいつもこの堆肥センター、ああそこに立派な施設ができて順調に稼働しておるようでありますけれども、1年のうちに何度か行くわけですけれども、行くたびにメーカーの人が来て、いろいろと修理をしているんです。たまたまその修理をするときくに私がぶつかるのかもしれませんけれども、行くたびにいるんです。やっぱり、あそこへ行くたびに見てくるんですけれども、この前も運営委員会をやったときも一応見に来たら、壊れて直していたんですけれども、この修繕費を見るというと、何ぼだか、58万何がしの修繕料が載っているんですけれども、はて、このくらいの修繕費でもって果たしてやっていけるのだろうか、これで間に合うのかという疑問になるんです。

私も、ああいう立派なのじゃないんですけれども、変換システムで動かしているんですけれども、あの小さい機械でも結構かかるんです。あの大きな機械、あそこのいわゆるいろいろな施設もあります。その中で一応あそこで働いている人に聞いたらば、牛に草を食わすときにロープでもっていわゆる長いやつを食わしている。それが、その草がどうしても長いものですから、やはり危険でからまる。そういうことで、結構しょっちゅうトラブっている。特に、何というんですか、マニアスプレッターといいますか、いわゆるこのけり回して飛ばす機械がありますよね。あそこはしょっちゅう壊れている。それが、この前に見たときには、そこじゃなくてそ

の機械は動かしてなかったんですけれども、こっちの方の堆舎の本体の方ですね、 あそこでかなり大規模な修理のようだったように見えるので、果たして修理費がこれで間に合うのかという疑問があるものですから、ちょっとお聞きするんです。

委員長

農政課長

農政課長。

現在の有機資源堆肥センターの状況について、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

今お話のありましたしょっちゅう故障をしているという部分は、主にあの大きな建物の第2次発酵槽であります。第2次発酵槽の中の自動攪拌機の羽といいますか、足が出ておりますが、これが原因はまだはっきりしておりませんが、曲がったり折れたり、もげたりと、ドラムから直接もげるようなことも起きていると。これは、夏場から多少あったわけでありますけれども、冬は12月からになりますが、そういった攪拌機の問題も出てまいります。

つい最近、攪拌機の全部物を出しまして底を調べたら、底にかたい層ができてまして、パイプから空気が出ることになっているんですが、その空気が全く表には出てこないような状況でふさがっている。しかも、その層はかなりかたいということの状況になりました。で、その原因が何かということでいろいろ考えられますので、今さまざまな試行錯誤をしております。1つ、これは施工業者側の言い分でありますけれども、最初に仕込むときの水分調整が十分ではなくて、いわゆる水分が多くて、それがそういう状況になっているんではないかというお話もありました。

それから、最初は長い草が原因で機械に負荷がかかっている、それで機械がとまったり羽が曲がったりするんではないかという推定もありました。しかし、最近はその長い草の混じったふんは入っていないという状況の中で、いわゆるできた堆肥を戻して牛舎に敷いておりますが、そういったふんの中でまた羽の問題が起きてきているということで、現在いろいろなことが推定されますので、あらゆる方法でまた試行錯誤をしております。現在は、思い切り水分調整剤を入れまして、水分をかなり低くして、その上で回してどうだろうかという試験を今しているところであります。したがいまして、新年度の修繕費がこれで足りるのかという問題に関しましては、これがいわゆる機械の仕様といいますか、これに強度に問題があるのかどうかも含めて、今業者といろいろ実験を重ねているところでありますので、今後、14年度において修繕費がどれぐらいかかるかというのは定かではありませんが、でき

るだけ今年度中に問題を解決して、修理代を少なくする方法を追求していきたいというふうに考えているところでございます。

委員長

8番。

8 番

この施設ができたばかりで、いろいろとこれから改良せなきゃならん、そういう問題も多々あろうと思いますけれども、今の課長の話では、下から空気が出る、いわゆるエアレーションが何か原因があるように聞こえたんですけれども、これはもしエアレーションの不備な点があって、それを直すとなったら、あれは下の方から直さなければならないから、結構大ごとになるんじゃないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

委員長

農政課長。

農政課長

今のところエアレーションのシステムについて問題があるという認識には立って おりません。いわゆる原料の水分調整が問題ではないかという推定、仮設を立てて 今実験をやっているところでございます。

委員長

よろしいですか。

8 番

はい、結構です。

委員長

他にありませんか。

(な し)

委員長

それでは、本日の委員会はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

閉会時刻16時57分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年3月14日

平成14年度各会計予算審査特別委員会 委員長